

第8回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年3月23日（月）13:00～16:30
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、岡素之（議長）、
大田弘子（議長代理）、安念潤司、森下竜一
 - （専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則
 - （政府）井上内閣府審議官、田中内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
佐久間参事官、仁林企画官
 - （環境省）総合環境政策局 大森環境影響評価課長
 - （厚生労働省）健康局 稲川生活衛生課長、吉岡生活衛生課長補佐
 - （法務省）大臣官房 坂本参事官
 - （内閣官房）IT総合戦略室 瓜生参事官
 - （事業者）一般社団法人日本経済団体連合会、日本製紙連合会、
全日本美容業生活衛生同業組合連合会、全国理容生活衛生同業組合連合会
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し
 - 2. 理美容業に係る規制の見直し
 - 3. 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に
関する規制の見直し（重点的フォローアップ）
 - 4. ビッグデータ・ビジネスの普及（重点的フォローアップ）
 - （閉会）
5. 議事概要：

佐久間参事官 それでは、規制改革会議第8回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方にはおかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、当ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、まだお越しになっていませんが、岡議長、あと大田議長代理もいらっしゃっております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いしたく存じます。

大崎座長 それでは、早速でございますが、第8回投資促進等ワーキング・グループの議論を開始したいと思います。本日も3時間半という非常に長丁場をお願いしておりますが、できるだけ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題でございますが、「『小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン』の見直し」の議論でございます。

事業者として、日本経済団体連合会、それから、関係府省として環境省から、それぞれ御出席をいただいております。

それでは、まず、この件に関する要望者であります経団連から資料について御説明をお願いいたします。

日本経済団体連合会 それでは、御説明申し上げたいと思います。

まず最初に、大田議長代理、大崎座長並びに委員の皆様におかれましては、本日はこのような機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

資料1-1に沿いまして私どもの要望を御説明申し上げたいと思います。

1ページおめぐりいただきまして、まずガイドラインについてでございます。これは釈迦に説法でございますけれども、環境省が昨年10月3日に、国の環境アセスメント制度の対象外となっております小規模火力発電所につきましてガイドラインを発出したということでございます。

その下に国のアセス制度を書いておりますけれども、基本的に11.25キロワット以上が対象でございます。それ未満のものについては自治体の条例に基づいて対応しているということでございます。

3ページ目が、昨年末に発表になりましたガイドラインの問題点を書かせていただいております。手続面及び内容面の両面で問題が存在すると私どもでは考えているところでございます。

まず、手続面の問題点でございますけれども、そもそもタイトルがガイドラインとなっております。運用指針あるいは規制の類であって遵守すべき性格のもの、と誤解される可能性があると考えております。また、ガイドラインの中の文言でも、こういったことが遵守されるように期待したいとか、考慮されるように期待したいとか、そういった文言がございまして、その中身でも遵守すべき性格のものであると誤解される可能性があると考えております。

それから、手続面の問題点の のところでございますけれども、行政手続法上の「行政指導指針」と考えられるにもかかわらず、それにのっとった手続、具体的にはパブリックコメントといった意見照会手続が踏まれていないという問題があると考えております。

3点目は内容面の問題でございます。達成困難な数値の記載等があると考えております。

4ページ目以降、中身について詳しく申し上げたいと思いますが、我々の要望事項は、

先ほど申し上げましたように、手続、内容の両面で問題があることから、まず撤回していただきたいというものでございます。仮に、もし何らかの理由で撤回困難ということであれば、少なくとも以下の3つ、4ページ目の下の 〇〇 の対応をしていただきたいということでございます。

まず、これは遵守すべき性格のものではないことをしっかりと明確化していただきたいというのが1点目。

メインタイトルから「ガイドライン」という文言を削除していただくとともに、メインタイトルの中に「事例」という用語を入れて、単に「事例集」であることを明示していただきたいというのが2点目でございます。

3点目といたしまして、これら上記2つについて、自治体及び事業者に周知徹底をしていただきたいということでございます。

5ページ目以降に問題点の詳細を書かせていただいております。まず、手続面の問題ということで、メインタイトルや本文中に「ガイドライン」の呼称を使用しているということございまして、こういった呼称があることに加えて、環境省におかれましては、このフォローアップをするための検討会を公表から3か月もたたない12月にされていて、その中でも、事務局、あるいは委員の先生方が、事例集ではなくて、ガイドライン、ガイドラインとおっしゃっていて、それがどんどん既成事実化されていくのではないかというのを大変危惧しているところでございます。

あと、誤解を招いているということのもう一つの証左といたしまして、事例 〇〇 を書かせていただいておりますけれども、石炭火力の設置を検討するに当たって、自治体に事前相談に行ったところ、このガイドラインを見ているかを確認された事例があるという報告も受けているところでございます。

6ページ目でございますけれども、手続面の問題 〇〇 でございますが、先ほど申し上げましたように、行政手続法では、行政指導を行うときの指針についてはパブリックコメントを付すべきと書かれているわけでございますが、そういった手続が今回については踏まれていないということでございます。

7ページ目でございますけれども、達成困難な数値の記載ということでございまして、例えば、今日、ガイドライン本体がお配りされていると思いますが、その1ページ目では「脱硫99パーセント以上」という数値がありますけれども、これについては最先端の火力発電所においても達成困難と思われる数値でございます。

8ページ目にまいりまして、個別企業の独自技術が記載されているところもでございます。これらにつきましては、後ほど製紙連合会から詳しく御説明申し上げたいと思います。

9ページ目以降が具体的な影響でございまして、1つは自治体への影響でございます。先ほど申し上げましたように、環境省におかれましては、こういったフォローアップ検討会を開催して周知を図られているということございまして、周知の仕方にもよりまして、そういった形で、どんどん、ガイドラインとしての既成事実化が図られているの

ではないかと思っているところがございます。

また、先ほど申し上げましたように、一番下のところでございますが、実際にガイドラインを見ているかを確認された事業者の事例もあると伺っております。

10ページ目にまいりまして、事業者への影響ということでございますが、今後、小規模火力、石炭火力がなかなか造れないということでありまして、そもそも産業界は厳しい国際競争にさらされている中で、安価な電力を機動的に調達することが難しくなるのではないかと考えているところがございます。したがって、産業競争力上の問題点が大きいと思っているところがございます。

最後に、具体的な影響3でございますけれども、効率的な電力システム構築への影響と書いてございますけれども、今、御案内のとおり、東日本大震災以降、我が国は電力不足でございます。こういったところで、電力の供給力を増加させるための取組が、非常に予見可能性の低いガイドラインによって阻害されるのではないかとということを危惧しているところがございます。

あと、もう一点は、小規模石炭火力は、新たに電力市場に参入する事業者にとって非常に重要な位置付けでございます。場合によってはガイドラインが新規参入を阻害するケースもあるのではないかと考えておりました。結果として効率的な電力システムの構築を阻害することになるのではないかと考えているところがございます。

12ページは要望内容の再掲でございますので、省略させていただきます。

製紙連合会から補足をいただければと思います。

日本製紙連合会 連合会の中川です。

今、御説明あったとおりですけれども、私どもとしては、まず、手続面で言えば、ほんの一握りの企業のヒアリングでこれを普遍的なガイドラインにすることが問題だと思っております。なおかつ、先ほど資料にもありましたように、個別の企業の技術がガイドラインの中に取り上げられること自体もおかしいと思います。と申しますのは、この8ページにあるトレファクションという技術は、それこそ日本製紙の技術なのですけれども、果たしてヒアリングした内容を、この内容でガイドラインにしますけれども、これで問題ありませんかということそれぞれの企業に聞いたかどうかが疑われるのですね。と申しますのは、私どもの傘下の日本製紙という企業は、自分のヒアリングが業界他社に悪影響があっては困るという形で、私、実はメモをもらったことがありますので、そういう企業が、こういった自社固有の技術がガイドラインにそのまま掲載されることを認めるとは思えないのですね。

それから、もう一つ、自治体のことを申しますと、多分、御存じだと思いますけれども、最近、担当者が2年か3年ぐらいでかわっていきまして、経験のない人が多くなっていますので、ガイドラインという形に示しますと、それをそのまま盲目的に信じて、ガイドラインで運用されることがありますので、その辺の影響がかなり出てくることを懸念しております。

それから、先ほど11ページにありましたように、本来は小型の火力発電はある程度機動的に運用することが必要かと思えますけれども、ほとんど無理という形になりますと、競争力よりも前に企業活動自体が立ち行かなくなる可能性があるかと思えます。

以上です。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について環境省からの御説明をお願いしたいのですが、1点だけ、今、日本製紙連合会の中川さんから御指摘があった、ガイドライン作成過程で、いわゆる取材先といいますが、情報収集された企業がガイドラインに掲載されることを認識されていたかどうかという点については、こちらの資料になくても、ぜひ触れていただきたいと思えますので、その点だけお願いいたします。よろしく申し上げます。

環境省（大森課長） ありがとうございます。環境省の環境影響評価課長の大森でございます。

では、先ほど経団連と製紙連合会から御説明があった点について、環境省の考え方を、まず、小規模火力ガイドラインの背景と問題の所在というところから御説明したいと思います。

アセスメント、環境影響評価につきましては、先ほどもありましたけれども、大規模な事業について、環境影響を調査・予測・評価して、必要な環境保全措置を事業者みずからとっていただく制度となっております。発電所ですと、参考資料2のパンフレットにも載っておりますので、5ページですが、できたら御覧いただければと思えますけれども、規模の大きなもの、15万キロワット以上のものは必ず制度の対象として手続をとっていただくことになっていまして、15万キロワット未満で11.25万キロワット以上のものについては、アセスをするかどうかは主務大臣、発電所の場合は経済産業大臣になりますけれども、個別に判定するという制度となっております。

それ以下については、地方の条例がある地域では条例対象になる場合もありますし、発電所が条例の対象になっていない地域については手続がないと、こういう状況になっております。今までは、経済性の面で、10万キロワット程度の小規模火力発電所は余りつくることがなかったのですが、東日本大震災以降の電力需給の逼迫、それから、電力自由化をめぐる動向で、アセス法の対象規模未満の火力発電所がつくられる、そういう計画が急増してきたということでございます。

火力発電は小さいものでも10万キロワットとなりますと、設置数が増えれば著しい環境影響が生じるおそれ、特に温暖化、大気汚染、そういった環境影響が懸念されるところでございます。

次のページを見ていただければと思えますけれども、環境省で、今、各事業所で公表されている小規模火力発電所の事業計画を取りまとめたものが3ページ目、4ページ目に並べております。これを見ていただきますと、石炭火力でつくられようと計画されている例が非常に多いという状況でございます。

また、電力の使い道については、ここに書いていないのですけれども、我々が調べましたところによりますと、新電力に販売とか、いろいろな販売ということで、電力事業として売られるような例が多いと伺っております。特に石炭火力などが多いという状況ですと、小規模の、10万キロワットレベルのものでも、例えば、10個集まると100万キロワットという大きな発電所と同じぐらいの環境影響が懸念されますし、また、1つ1つの効率は大きなものに比べると悪いことになりますので、10個集まった場合は、100万キロワットの最新式の発電所と比べると、例えば、CO₂の排出量が多いとか、そういう環境影響が懸念されるという状況になっています。

こういった状況を踏まえまして、5ページ目を見ていただければと思いますけれども、環境省としては、事業者みずからが、それぞれ、できる限り、より良い環境保全対策をとっていただいて、また自治体の参考ともなりますような優良な先進事例を収集して、今年の10月3日に小規模火力の発電技術のガイドラインとして取りまとめたものでございます。ここでは、数字の話は後ほどまた御説明いたしますけれども、原則としてカタログ値でありまして、状況に応じて地域的な状況、社会的な状況で達成されない場合もありますので、カタログ値であること、それから、達成されない場合もあるということは、あわせてガイドラインに明記をしているところでございます。

まとめますと、これは義務とか要件ではなくて、事業者がより良い環境保全のために対策をとっていただくような具体的な方法を紹介したのになっていまして、6ページ目に抜粋がございますけれども、ここでも、飽くまでも参考としていただくという趣旨を、本體にも明記をしているところでございます。

中身については、7ページ、8ページに抜粋を載せておりますが、こういう技術的なところを先進事例ということで載せているところでございます。

飛ばしますが、ガイドラインの公表後、趣旨や内容を周知する必要があるということで、環境省では、9ページ目に例として載せておりますけれども、事業者、それから、一部自治体の方を対象にセミナーを開いて、そこで内容と趣旨を周知しているところでございます。そのほかでも、自治体に向けましては、ブロック別の自治体の担当者会議で、そういった場面でまたガイドの趣旨、内容を説明したり、最近でも、環境影響評価研修ということで、これも企業やコンサルタント、それから、自治体などを対象にしたものでございますけれども、そういったものでも趣旨と内容を説明するというところで、先ほどありましたような、飽くまでも参考としていただきたいということを御説明させていただいているところでございます。

その結果でございますけれども、例えば、セミナーでアンケートをとったところでも、環境省が行ったアンケートですので、そうだとすることはありますけれども、有用であるという御回答をいただいたり、それから、11ページ目、めくっていただきますと、フォローアップのために事業者にアンケートを行ったところでも、例えば、有用であるとか、そういったお答えをいただいたり、あと、個別の記述回答でも、環境保全技術の参考とし

て有用であるとか、若手社員の教育に使えるとか、そういったお答えをいただいているところでございます。自治体についても、ガイドラインの使い道というか、使用状況などをお尋ねしているところがございますけれども、グラフにありますように、どれも参考資料として使っているとか、若しくは今後使う予定ということで、自治体の方も参考資料であることは御認識いただいているのではないかと考えております。

13ページ目から、先ほど経団連から御提案いただきました点につきましてなのですが、まず、1点なのですが、最初の経団連の御要望で、ガイドラインを撤回すべきという御要望なのでございますけれども、ホットラインのときにいただいている御要望でしたので、すみません、この資料にはその回答を入れておりませんけれども、撤回するということだと、このガイドラインを出したことが間違っているということになってしまいまして、環境省としては間違っているとは考えておりませんので、このガイドラインを撤回することは現時点では対応できないということでございます。

経団連の撤回の御要望の理由として、問題点が3つ挙げられておりますので、1つずつ御説明させていただければと思います。

まず最初、このガイドラインが運用指針とか規制の類であって、遵守すべき性格のものと誤解されるという点については、環境省は、先ほども申しましたように、これは飽くまでも優良事例、先進事例をまとめたものであって、参考としていただくということでこれまでも説明してきておりますし、また、ガイドラインという名称につきましては、各省庁それぞれ様々な使い方をしておられるということで、ガイドラインであるから規制の類であるということには必ずしもつながらないのではないかと考えております。

問題点の2でございますけれども、行政指導指針というところにつきましては、そもそもこれ自身、行政指導に当たるものではない。参考資料として、行政指導がどのようなものか、環境省で行政手続法の関係資料で抜粋したものをお持ちいたしましたけれども、行政指導というのは一定の行政目的を実現するために、特定のものに一定の作為又は不作為を求めるようなものでございますが、これはそういったものに該当するとは考えておりませんので、そういった意味で、パブリックコメントも行っていない、飽くまでも先進事例集だということですので、そういう手続は必要ないと考えております。

今日、各省庁で、ガイドラインについても様々な使われ方があるということを、環境省で取り急ぎ調べた一覧表をお持ちしたところでございますけれども、こういったものでも、ガイドラインという名前がついているのですけれども、奨励的なものとか、行政指導に当たらないのでパブリックコメントを行っておられない例は他省庁でもあるということで、環境省としては認識しております。

最後、内容面での問題点で、数字のところという御意見がありました。数字については、先進事例ですので、例えば、「脱硫99%」というような高い値を出しておりますが、先ほども申しましたけれども、基本的にはカタログ値であって、世の中にはこういうものがあるということで述べているところがございます。ただ、誤解があるという御指摘があれば、

もうちょっと幅を持たせて書く。幅を持たせてしまうと、下の方でいいのではないかと、そういう解釈をとられると我々としては困るので、なるべくいい方を目指していただきたいのは山々なのでございますけれども、もうちょっと幅を持たせたような書き方をするとか、そういった工夫を、今後このガイドラインのバージョンアップをする際には考えていきたいと思っております。

そういった意味で、問題点については、先ほど申しましたように、多少、環境省として考え方に違いがあるということで、このガイドラインの撤回はできないということですが、資料13ページに戻っていただきまして、そうでない場合の経団連からの御提案として、3つあるかと思っております。

1つは、法の運用指針や規制の類ではなくて、遵守すべき性格のものではないことの明確化ということで、これは今まで御説明してきたところでございまして、例えば、自治体で、先ほどありました、ガイドラインを見ているかどうかを確認された事例があるということについては、別に従えということではなくて、見ているかどうかの確認だったら、正に参考にするという運用ではないかと考えておりますが、さらにそれより踏み込んだことをどこかの自治体がおっしゃったということであれば、それはそれでまた我々の周知が足りなかったということですので、具体的に教えていただければと思っております。

それから、もう一つ、御提案の2つ目と3つ目でございますけれども、「ガイドライン」の文言を表題から削除するというところについては、繰り返しになりますけれども、ガイドラインという使い方が各省庁、環境省もそうなのでございますけれども、割と様々な使い方がありまして、ガイドラインがあるからといって、すぐに法に基づく指針と、そういったものではなく、正に小規模火力というのは法の規制の対象外のところでございますので、各省庁、そういったところについて用いているものもありますので、環境省としては、飽くまでも参考として使っていただくものということで説明もしてきておりますので、名前をこの段階で変える必要はないと考えております。

ただ、繰り返しになりますが、中身の義務付けという問題につきましては、今のところは、アンケートなどにもよりまして、義務づけとは受け取れないと考えておりますけれども、今後とも引き続き、自治体、それから、事業者の方に対して、この文書の趣旨の周知徹底は行っていきたいと、このように考えております。

先ほど座長からいただきましたものについては、ガイドラインでこういうものを出しますというのは、ヒアリングいただいた各企業には事前にお見せしているところでございます。もちろん、飽くまでも先進事例というか、参考事例で、こういう技術も載せさせていただいておりますという御説明になっておりまして、そこはガイドラインというものの認識の違いがあるのではないかとございまして。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、この件についての議論に入りたいと思うのですが、では、圓尾専門委員、どうぞ。

圓尾専門委員　そもそもの問題なのですけれども、正に環境省から冒頭御説明があったように、3・11の後に小規模の石炭火力の計画が増えているというのは事実でして、それに対して、特にCO₂の問題を野放しにするわけにいかないだろうというのもこれもまた事実でして、ですから、何らかのガイドライン、今まで全く規制がなかったところに作らなければいけない状況にあるはそのとおりだと思っております。ですから、いみじくもみずからおっしゃったように、参考資料などを作るのではなくて、ちゃんとガイドラインを検討して作らなければいけないという、そこをそもそも環境省が取り組んでいないというのが問題なのではないかと思っております。事業者と、エネルギー行政を司っている経産省と資源エネルギー庁と一緒にあって議論をして、どういうガイドラインを作っていくかというのをきちっと出せば、今回のものがガイドラインではなくて参考資料なのだという位置付けが明確になるのではないかと思っております。

中身について申し上げますと、要は、小規模であろうが、大規模であろうが、今まで大規模な石炭火力にかけていた同等の基準を小規模のものにもかけていくというのがそもそもあるべきところであって、今回のガイドラインと書いてある参考資料を見ると、本当に最先端のものを書いていますから、今の大規模のものに課している基準よりもはるかに厳しい基準を課するような形で受け取られかねないというのが、そもそも中身として2つ目の問題だと思っております。

それから、経団連からも御指摘のあったガイドラインということについて、いろいろな使い方があるのだという話ですけれども、10月3日に環境省から出されているプレスの最後のところを見ると、環境省では、本ガイドラインについて、自治体や事業者などに広く周知を図るとともに、ガイドラインの活用状況を把握しつつ、今後、本ガイドラインの更なる周知徹底や改定等、必要な対応を検討していきますと書いてあって、正にちゃんと理解して、周知徹底して守れということが書いてあるので、当然、受けとめる側としては、ガイドラインそのものでしかないと思っておりますし、例が適切かどうか分からないのですけれども、セクハラの問題とかと一緒に、受けとめる側がどうだということだと思っておりますので、普通の事業者が読んで、普通の自治体の担当官が読めば、きちっと守れということだと思っておりますので、それは言葉遊びがどうであれ、ちゃんとガイドラインをつくって趣旨を徹底する以外にないのではないかと思います。

大崎座長　ありがとうございました。

今の点に関連して私からも一言申し上げたいのですけれども、今、圓尾さんがおっしゃったことの中で、新たな規制を課さなければいけないかどうかというのは、これはやはり環境アセス法に規定がないことですので、国会で検討していただくことだと思うので、規制が要ると決めつけるのはおかしいように思うのです。ただ、本当に基準として使えるものをお示しいただくことが大事だということはおっしゃるとおりだと私も思っています、変な比喻ですけれども、並と上と特上ぐらいの対策が示されていると、ここに出ているのは飽くまで特上の、しかもものすごい特注のものなのだよということが一般の事業者

の方にもお分かりいただけるのかなと思った次第です。これはジャスト感想です。

環境省、あるいは経団連から何かございましたら、どうぞ。

環境省（大森課長） 環境アセスメントの制度なのですが、参考資料2のパンフレットを持ってきております。1ページ目を見ていただければと思うのですが、事業を行う際に環境への影響を調査・予測・評価して、その後で事業者みずからでどういう対策がいいかをよく考えて、なるべくなら、より良い対策をとってほしいというのが環境アセスメントの制度でございまして、そういった意味では、一定の基準をクリアすると、そういう基準クリア型のもではなくて、ベスト追求型という趣旨になっています。そういった意味で、大規模な火力発電についても、例えば、この基準を守らなければいけないというのを環境アセスメントの制度の中で造っているものではなくて、なるべく、より良いものを、いろいろな人の意見を聞いて造っていく、こういったことが本アセスメントの制度の趣旨と運用となっております。

大崎座長 どうぞ。

日本経済団体連合会 規制をという話もあったのですが、我が国といたしまして、CO₂排出は確かに対応すべき重要な問題だと思っています。それが、今、どういう議論になっているかといいますと、東日本大震災以降、御案内のとおり、エネルギー構成が大きく変化いたしましたので、2030年に向けて新しいエネルギーミックスを作りましょうという議論が行われているところでございます。その中で、当然、いわゆるゼロエミッション電源といいますか、再生可能エネルギー何割、原子力何割、あるいはCO₂が比較的多い石炭何割というので議論が行われていまして、それについては、経済性、あるいは環境適合性、エネルギー安全保障と、3つのEをしっかりとバランスとってやっていきたいと思いますという議論が行われています。火力なり、石炭火力の枠はそこで議論が行われるわけですね。それで許容し得るCO₂の範囲が決定した後、どのような規制が必要かという議論を行うべきであって、正にその議論が先だと思っております。それが無い中で、特にCO₂につきまして、こういったガイドラインという名前のもとに、新たな規制ないし予見可能性が低いものを出してくるというのはいかがなものかというのが我々の考え方でございます。

あと、もう一つ申し上げますと、CO₂に関しては、以前は電事連がやっておりましたけれども、新電力も含めて、新しいCO₂排出の枠組みを今、ちょうど議論が始まったところでございまして、その議論を待ってから、さらに政策的な規制をどう考えるかを議論するというので決して遅くはないと我々としては思っているところでございます。

あと、環境アセスメントについて、先ほど課長から、これは何らかの要件を課すもの、クリアすべき基準を示すものではないのだという議論がありましたけれども、実際、東日本大震災の前は、環境大臣の意見に基づいて、最先端の石炭火力が止められた事例がございます。実質的に東日本大震災の前は、石炭火力は日本で造れないという状態になっていたわけです。それは正に規制となっていたわけであって、今の説明は余りよろしくないというか、理解ができない説明だったと思います。

大崎座長 委員の方、いかがでしょうか。大田先生、どうぞ。

大田議長代理 「ガイドライン」というタイトルと、副題にあります「先進事例とりまとめ」、これは全然違う意味なのですね。ガイドラインはやはり指針ですよ。省庁によって違う云々のレベルではなくて、ガイドラインと言えば指針です。役所が出した場合、特に指針です。ですから、「ガイドライン」と「先進事例とりまとめ」というのは意味が違うので、どちらかにしないといけないと思うのです。お話を伺っていると、先進事例取りまとめですから、それだったら「先進事例とりまとめ」にすべきだと思います。

質問は2点なのですがすけれども、なぜガイドラインにこだわっておられるのかということです。先進事例なのだ、というのなら、それでいいわけで、なぜガイドラインにこだわっておられるのかというのが第1の質問です。ガイドラインと言いながらパブコメはしない、そして指針ではないと言いながら裁量性を働かせるという、非常に役所の悪い面が出ていると思いますので、これは行革上も問題になることだと思います。ほかの役所でパブコメしないでガイドラインを出しているという例を示しておられますが、企業が海外で活動支援するときの話と、今回の小規模火力発電の場合は違うわけで、企業の行動を縛り、何らかの形で強い影響を及ぼすものにはやはりパブコメが必要です。したがって、パブコメもしないのに、なぜガイドラインということにこだわっておられるのかというのが第1の質問です。

それから、2番目に、これは飽くまで先進事例だと言いながら、なぜフォローアップをなさるのか。先進事例ならばフォローアップは必要ないはずですよ。この2点、お願いします。

大崎座長 どうぞ。

環境省（大森課長） ありがとうございます。

まず、1点目の御質問でございますけれども、ガイドラインという言葉自身は法律用語でも何でもなくて、そういった意味では、片仮名語だということもありますけれども、先ほど使い方で、本当に強制的な指針の場合もありますでしょうし、事業者に対しては、取組をとるのだったら、こういうことをとってもらえると、環境の保全には大変役立つのではないかと、そういう道筋を出したものだ、より良い取組を促す際の参考としても、環境省はガイドラインという言葉を使っているところでございます。

そういう意味では、今、先生がおっしゃったみたいに、ガイドラインと先進事例集の間に乖離があるというのは、環境省はそこまでは考えていないところでございます。逆に、ガイドラインという言葉はこういう場合でないと使ってはいけないという縛りとか、使い方の一定の枠みたいなものがありましたら、それはそれでももちろん環境省としては従うことになるのでございますけれども、今のところ、そういうものはなくて、だからこそ、先ほどちょっとお見せしましたが、各省庁、いろいろなガイドラインを出しておられるところではないかと思っておりますので、そういう根拠がなくて、ガイドラインという名前を撤回するというのがなかなかできないところでございます。

もう一つ、先進事例につきまして、やはり技術が日進月歩でございますし、先ほどいただいたような、99%は厳し過ぎるとか、使い方で分かりにくいところがあるとか、環境省として取りまとめたものにつきまして、責任を持ってPDCAサイクルを回していくのが必要でないかと、このように考えたところでございますので、フォローアップはPDCAサイクルの一環として、有識者からも意見を伺い、事業者や自治体の方からも意見を伺う、そういう場として検討会を行っているところでございます。

大崎座長 よろしいですか。

大田議長代理 言葉というのは、受け取る側がどう受け取るかが一番大事であって、役所がガイドラインと言え、これは事例集ではありません。それは法律がないからいいだろうという話ではないのです。副題に先進事例集とお書きになっており、お話の趣旨もそういうことですので、なぜそのタイトルになさらないのか、それが1つ目の質問です。なぜガイドラインという名前にあえてこだわっておられるのかというのが質問です。

環境省（大森課長） ありがとうございます。

ガイドラインという言葉、なぜこだわるのかというか、一度、環境省としてガイドラインという形で出ささせていただいていまして、役所が出すもので、それは法律や規制の類ではないかという考え方が1つ、正に先生がおっしゃったようにあるのかもしれませんがけれども、それ以外、より良い取組を進めるためのもの、いわゆる手引きのようなものとしてガイドラインという言葉を使っているという例もありますし、事業者に対して手引きをするようなものということで、我々としてはガイドラインという言葉を使わせていただいています。逆に、ではガイドラインは絶対に使ってはだめという、言葉の使い方が決まっているわけではないものですから、そういった状況だと、先進事例集でなくて、ガイドラインという言葉をここには表題として付けていると、そういうことでございます。

大崎座長 森下先生、どうぞ。

森下委員 本来、ガイドラインは強かったと思うのですけれども、一方で、確かに出たしまったものだし、撤回するのは役所としては難しいだろうというのは分かるのですけれども、周知徹底するというのは大事だと思うのです。ただ、周知徹底すると口で言ってもしょうがないので、そういう旨を文書なりでしっかり回してもらって、本当に間違いがないと、言われているように先進事例集であって、決して縛るものではないみたいなことを明記した上で、そういう通知をしてもらった方がいいのではないか。ほかの事例でも、厚労省関係などは保健所が勝手に取り締まっているケースが幾つかあって、そういう場合、手としては、結局、通知を出してもらえないわけです。今回も、地方自治体がこれをもとにして過剰にやるというのを多分、御心配されていると思うので、決してそんなことがないように、言われたように事例集だということを、何らかの文書を出してもらって、改めて周知徹底してもらおうというのが現実的かなと。逆に撤回して新たに先進事例集出すと、2つの文書が残ってしまうと、ネット上とかで最近よく見られるので、かえって混乱するような気もするので、私はむしろ周知徹底をはっきり、これは口頭だと意味がないと

思うので、文書までやってもらうのが大事ではないかと思うのですが、文書を出すのは難しいのですか。

環境省（大森課長） ありがとうございます。

周知のための文書を出すというのは、当省、対応できますので、例えば、自治体向けに、必要であれば文書番号をとった正式な形として、このガイドラインの趣旨を周知することは十分可能でございます。

大崎座長 久保利先生。

久保利専門委員 ここは国語辞典をつくっているわけではないので、いろいろなガイドラインという使い方があるのはよく分かるのです。ただ、規制権限を持っている役所が言うガイドラインというものは、これはむしろ規制色を持つと思う方が当然だと思うのです。例えば、日弁連が第三者委員会ガイドラインというのをつくっています。私、座長でつくりましたけれども、これはベストプラクティスであるということをガイドラインの中にはっきり書いているわけですね。ここではガイドラインとプラクティスは矛盾しないというのは分かるのです。だけれども、それは規制機関とはいえない日弁連がつくっているものであって、第三者委員会はガイドラインに準拠しなくてもいいのです。自由があるのです。でも、しかし、この環境省がおつくりになったガイドラインは、周知徹底するとか、その後でフィードバックするとか、いろいろなことが出てくる。日弁連は言いつ放しで評価しませんし、フィードバックもしません。だからベストプラクティスをガイドラインと言う程度のことは許されると私は思うのですけれども、少なくとも役所がガイドラインと言ったときに、それがベストプラクティスだよと言うのは、それはどう考えても論理矛盾だと私は思います。だから、撤回されるのが一番よろしかろうと思いますし、周知徹底という言葉も、ガイドラインではないのだということを周知徹底するのは、それまた役所としても苦しいだろうと思いますから、いっそすっきりと撤回されてしまったらどうなのでしょうか。

大崎座長 ほかにいかがでしょうか。

日本製紙連合会 自治体の規制の受け取り方の事例を申したいと思います。焼却炉の温度というのは、今、ダイオキシンの規制法で800度となっています。これは静岡の例なのですけれども、焼却炉の温度は間違いなく800度になっていたのですけれども、入り口と出口で800度に達していないということで、そこの自治体はある事業者の焼却炉を撤去させたのですね。もう一つの事業者は、その規制を受けたとき、焼却炉はちゃんと800度いっているから問題ないのだと抵抗しましたところ、何やかんや言っているうちに、実は2年かかりまして、静岡の方も、担当者が、入り口、出口で焼却炉を800度にしなければいけないということが問題だということなので、結局は事業者もある程度の加工を加えて、800度に近い形にすればいいということで、結局、撤去は見送られたことがあります。自治体の担当者も、例えば、文言とか何かを見て、それをそのまま真に受ける傾向がありますので、今みたいに環境省のガイドラインであれば、どの自治体であろうが、事業者であろうが、それ

は規制だと受け取ると思いますので、私も撤回していただきたいと思います。

大崎座長 どうぞ、安念さん。

安念委員 ガイドラインの18ページですが、いろいろなカタログスペックが出ていますね。例えば、GTCCで、発電端で熱効率が54パーセント、ほかでも脱硫とか、脱硝とか、いろいろあって、多分、現在のアベイラブルなものの中では一番いい数字が出ていると思うのですが、恐らく10万キロワットの火力を導入するという事業者は、一般電気事業者ではないけれども、素人ではないのですね。セミプロぐらいのクラスの機器ですから、内外いろいろな業者が営業かけまくっていますので、最高のカタログスペックが幾らかなどということは分かり切っているわけです。最高のカタログスペックを全部兼ね備えた機器はこの世の中に存在しませんから、経済性そのほかも合わせて、そのうちのどれを取って、どれを捨てるかを判断するので、失礼ながら、この程度のことをわざわざ事業者に教えていただく必要はない。

そうなると、この名宛人は恐らく自治体の担当者ということになると思うのですが、さて、率直に言って、発電の仕方というのはこういうものですよというところから説明しなければならぬ人にこれを示せば、これはバインディングとは言わないかもしれないが、セミバインディングだなと受け取られるのは当然だろうと思いますね。だとすると、かなり根本的に考えなければいけない。

まず、第1に、悪いけれども、ここから説明するような人が環境影響評価を自治体でやっているのだとすると、そのこと自体がかなり心配だし、仮にそういう人材しかいないのだとすると、これはバインディングではありませんと、事業者はいろいろなことを考えながらやらなければいけないので、どれかのカタログスペックにこだわってはいけないということをやほど明記していただかないと、窓口ではかなりミスリーディングなことが起きてしまうのではないかと懸念をいたします。ですから、撤回していただくのはいいのだけれども、視点をもう少しリアリスティックにというのか、プラクティカルにというのか、そうしていただいた方が、結局、環境省の合意等もよく伝わっていくのではないかという気がいたしました。

大崎座長 どうぞ。

環境省（大森課長） 撤回という御意見につきましては、先ほども申しましたように、このガイドラインは、環境影響評価法の対象になっているものよりも小さい、いわゆる対象外のものを扱って、そういったところでいろいろな技術をお示ししているところがございます。今、安念先生がおっしゃったみたいに、もちろん事業者でも十分分かっているよという方もいらっしゃると思いますが、今後参入されてこられる、そこも小規模をつくられようとする事業者で、セミプロみたいな方もいらっしゃいますし、初めて入ろうという方もいらっしゃいますし、いろいろな方に向けて、とりあえずはつくっているというものでございますので、そこについては多少濃淡というか、先ほど大崎座長がおっしゃったみたいに、松竹梅みたいなランキングも、場合によってそういうことをした方が親切だとい

うことはあるかもしれませんが。

ただ、環境省としては、繰り返し申しますけれども、法律の対象外のところでも、事業者としては、環境影響の大きさ、火力発電ですと、一旦造ってしまいますと、40年ぐらいはかかってしまいますし、その影響はその間ずっと固定される。もちろん国の目標や計画が定まって、その上で対策をとというお話もありましたけれども、国の目標を作る前に、先ほど見ていただいたような各事業者の計画がどんどん相次いでおりますので、そういう計画をされる際に、あらかじめ検討していただく。かなり計画が進んでしまって、対策をとってくださいと後から申し上げると、事業者もかなり手戻りがあって、費用的にも大変なことになるのではないかとということもありますので、なるべく早目の段階からより良い対策をみずからとっていただく。これはアセスの趣旨にのっとることなのですけれども、そういったものとしてこの事例集を作っている、ガイドラインとして出しているということでございます。

場合によっては、最初に圓尾先生がおっしゃったみたいに、火力の発電所が増えてきたら、もっと厳しい、強制力のあるような対策が必要になるかもしれませんし、そういう御意見も一部、既にいただいているところではございますので、こういうガイドラインの対応が不十分だとか、ガイドライン自身は撤回すべきだというお話をいただいておりますと、もうちょっと厳しい対策、もちろん強制力のあるものを検討する場合も、パブリックコメントなり、所定の手続ということになりますけれども、そういったプロセスに移る必要が出てくるのかもしれないなど、こういうことも考えております。ありがとうございます。

大崎座長 どうぞ、長谷川さん。

日本経済団体連合会 大田先生、あるいは久保利先生から、国語辞典をつくっているのではないと言われましたが、広辞苑の一番新しい版で、「ガイドライン」という言葉を引きますと、指針、基本方針、指導目標と書いてございますので、改めて申し上げたいということでございます。

もう一点は、先ほど規制的なものも考えなければいけないというお話が課長からございましたけれども、これは先ほど申し上げた順番というのがあって、エネルギーミックスでどうなされているか、あるいは事業者の自主的取組はどうなされているかを踏まえて考えていただきたいということでございます。

あと、もう一点は、ガイドラインで強制力はないのですと言いつつ、早目に対応していただいた方がいいのではないかといい、かつ早目に対応されない場合は規制を入れますよと、正にこれは行政指導の悪い面の機能をそのまま、今、課長はおっしゃられたのではないかと私は思います。

大崎座長 そうですね。私も今の御発言はちょっと気になって、そもそもアセス法上、そのようなことを業者に強制する権限は環境省にはないはずでありますので、国会でそういう法改正をなさるのであれば話は別でしょうけれども、そういうのを検討するというの

はいかがなものかなという気が私もいたしました。すみません、これは感想です。

ほかはいかがでございましょう。とりあえずよろしいですかね。

では、時間もなくなってまいりましたので、この件につきましてはここまでにさせていただきますと思います。ただ、この件、非常に重要なものだとして認識しておりますので、本日の議論を踏まえて、当ワーキング・グループで引き続き検討してまいりたいと存じます。ですので、今日おいでいただいた皆様には、引き続きいろいろ御面倒をおかけするかもしれませんが、ぜひよろしく願います。

(日本経済団体連合会、日本製紙連合会、環境省 退室)

(全日本美容業生活衛生同業組合連合会、厚生労働省 入室)

大崎座長 すみません、お待たせいたしました。それでは、本日、2番目の議題でございます「理美容業に係る規制の見直し」の議論に移りたいと存じます。

本件につきましては、2月20日のワーキング・グループにおきましてキュービーネットから御要望を聴取いたしました。しかし、これは理美容業の根幹にかかわる重要なお話だと理解しておりますので、より幅広い関係者から御意見を伺い、丁寧な検討を進めてまいりたいと考えております。そのため、まず本日は、理容師、美容師、それぞれの組合にお越しいただきました。また、規制所管省庁である厚生労働省も前回に引き続き御同席をいただいております。

それでは、早速でございますが、全日本美容業生活衛生同業組合連合会から、資料2-1について御説明をお願いしたいと存じます。よろしく願います。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 美容連合会理事長をやっております吉井と申します。よろしく願います。

早速ですけれども、理容師・美容師の混在勤務の資格の統一の件について御説明したいと思います。委員の皆様からしてみれば、理容、美容の違いは少ないと思われるかもしれませんが、理容と美容は仕上げも違ったスタイル、カットにしても、はさみの形状も異なり、技法も違います。メニューも、シェービングだけではなく、最近、消費が拡大している理容室における女性向けのシェービング、美容室ではまつ毛エクステンション等、多様で高度な専門技術が求められています。このため、消費者は理容と美容の違いを理解し、自分の望むサービスを求めて、理容室と美容室を使い分けることが定着しており、現在の制度は消費者の需要にこたえていると考えています。パーマメントウエーブ、ヘアカラー、トリートメント、シャンプー剤、用剤等、多くの医薬部外品、化粧品の種類が出回っており、理容室、美容室、それぞれ消費者の求めるサービスに安全に対応するため、知識、技術の研さんを積んでいるところでございます。

こうした状況の中で、理容師・美容師の混在は消費者に混乱を与えるだけではなく、理容施術の要望に美容師が施術するケース又は反対の場合等も懸念され、事故につながるおそれもあると思います。美容業界の拡大のためには、従来のヘアスタイルだけではなく、エステ、ネイル、メイクなど、より多様な専門的サービスの提供が求められるが、消費者

ニーズの多様化により、理容と美容の業務内容の違いは更に拡大し、こうしたことから、理容師・美容師の混在勤務は困難である。

キュービーネットの提供するサービスを求める一定の需要があることは理解しているが、専門技術を学び、資格を取得した技術者の観点から言えば、定められた短時間で定型的なカットだけの施術は、単純な作業の繰り返しによる施術者の身体的障害のおそれはないか。さらに、国家資格として認められた技術者であるので、カットのみならず、美容全般に関する技術を習得した上で、将来、独立開業することが1つのキャリア形成であり、キュービーネットのような、切るだけでシャンプー、パーマ、ヘアカラーなどを行わない形態では、ほかのサロンでの雇用は望めず、働く者の向上心、意欲を削ぐことになるのではないか。それは業界全体にとっても、働く技術者、ひいては消費者にとって不利益になる。公衆衛生と消費者の要望に沿って、長い期間をかけて、衛生的で様々な種類の技術メニューを提供するために確立されてきた現在の理容師・美容師の資格制度をキュービーネットの要望で変えることは、キュービーネット1社はよくても、業界全体が生み出す付加価値を下げ、業全体の発展を阻害する。

以上のように、理容と美容とは異なる部分が多く、資格の統一は現段階では困難であるとともに、キュービーネット1社の利益のための制度の変更には強く反対するものであります。

続きまして、出張理容・美容に関する規制緩和について申し上げます。高齢社会を迎え、出張美容には、従来のいわゆる施設カットと呼ばれる、髪の毛を短くするだけの施術ではなく、パーマからメイクなど、様々なメニューを提供することによって、高齢者の活性化に結びつけることが求められております。我々の組織もソーシャルビジネスとして需要にこたえられるように、訪問美容の組織化と知識と技術を習得させるための事業に着手しています。今後、美容サロンには、地域コミュニティの場としての役割も求められており、施設や居宅で訪問美容を行ったお客様に専用の送迎車両で美容所に来店してもらうことにより、引きこもりがちな方に元気になってもらうというサービスも増加しつつある。このことは地域経済の活性化にもつながると考えています。このためにも、地域に店舗を有する美容師が施術に当たるべきだと考えている。

子育て中の家庭や、介護を行っている人のニーズについては、家庭に行っても、実際は施術の間に子育てや介護ができるわけではなく、むしろ要介護者以上に子育てや介護を行う人の気分転換のために外出してもらった方がいいのではないか。これからの訪問美容は、薬剤を使用する施術種目が多くなる。対象が高齢者や身体の不自由な方なので、衛生や事故防止に特に留意する必要がある。また、アフターフォローやクレーム対応も重要で、出張理容・出張美容に関する衛生管理要領を守って、安心して利用いただける訪問美容は、地域に店舗を有し、保健所の検査も定期的に受け、消毒設備の整った美容所からの訪問が最低条件と考えている。

それから、洗髪設備の設置義務の緩和について申し上げたいと思います。地域の実情で

条例において定められていますが、キュービーネットに限れば、短髪の方が主な顧客であり、洗髪は必要ないと主張されているかもしれませんが、一般的には、毛量が多く、また長い髪の毛の方は、カットについてはウェットカットで行うため、シャンプー台においてプレーンリンス等を行う。そういったことから、消費者の美容業に求めるものは時代とともに変化し、その要望に衛生的に対応するためには、洗髪設備が必要だと考えています。キュービーネット1社の、ある意味特殊な施術のためにだけ、本来、最も重要な衛生面の基準を緩和すべきではない。

以上であります。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して質疑を行いたいと思いますが、最初に私から、私がキュービーネットの御要望を伺ったと申し上げたのがやや誤解を生んだかもしれないなとちょっと懸念するのですが、私どもとしては特定の事業者のやっている特定のビジネスをやりやすくするために制度改革を検討しているということでは全くございませんで、飽くまでも特定の事業者からの御指摘を踏まえて、既存の制度の合理性、妥当性について議論をすると、キュービーネットがどういうビジネスをやっておられるかということとはひとまず置いて、私どもとしてちょっと疑問に感じましたのが、理容所・美容所というものそれぞれの在り方、規制の違いを十分理解した上で、たまたま理容所と美容所が同一の場所に存在し、その結果、理容師と美容師が同じ物理的な場所に勤務をして、それぞれ理容師・美容師としてのサービスを提供するというやり方が制度上認められてはならないと考える理由は何だろうかという、そこからまず検討しているということでございますので、その点は、もし誤解をされていたら、そこはそうではないと御理解をいただきたいと思います。

それでは、委員の皆様、いかがでございましょう。どうぞ。

大田議長代理 今日はありがとうございます。2点御質問させていただきます。先ほどのお話の中で、より多様なニーズがあり、理容も美容も専門化しているのだというお話がありましたけれども、1人の人が理容師の資格と美容師の資格を持っている場合に、ニーズが多様化しているからこそ、1か所でパーマをして、それから、女性であってもシェービングもしてもらおうと、あるいはネイルもしてもらおうというニーズがあると思うのですけれども、なぜそれが1か所でやってはいけないのか。現在は、トイレなどいろいろ別にしなければいけないという理由が、今のお話ではよく分かりませんでしたというのが1点です。

2番目に、大森理事長からお出しいただいている「理美容に係る規制の見直し」という。

大崎座長 これは理容の方です。美容と理容は別々にヒアリングしますので。

大田議長代理 分かりました。それはそれでまた別途お聞きしますが、理容師と美容師の分け方は国際的にはどうなっているのかを存じませんので、教えていただければと思います。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 国際的に資格が、制度があるか、ないかという

ことですか。そういうお尋ねでしょうか。

大田議長代理 美容と理容が分かれているのかどうか、日本のように、1か所ではできないのかということです。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 1か所でできないかと。それははっきり分かりませんが、地域によっては同一のところでやられているところもあるだろうし、別々にやっているところもあると、そういうふうに理解しています。ですから、必ずしも日本のスタイルが世界万国で共通しているとは思っておりません。

大田議長代理 1つ目、つまり、ニーズが多様化しているわけで、1か所でシェービングもパーマもやりたいという人が増えていると思うのですけれども、なぜ理容師と美容師の両方の資格を持っている人が1か所でできないのかと。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 要するに、今、言われているのは、理容所において、例えば、美容師がそこにいて、同じ仕事ができないのかという意味なのですか。それとも、理容師が両方できないのかという意味なのですか。

大田議長代理 なぜ1か所で理容サービスと美容サービスを受けられないのかと。

大崎座長 要は、理容師が何かやって、その後、美容師が出てきて追加で別のサービスをしてくれる。

大田議長代理 1人の人が両方の資格を持っている場合です。

大崎座長 そこはいかがですか。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 我々としましては、要するに、今までの規定の中と申しますか、法律の中において、理容所・美容所において、それぞれ業務をしていると、こういうスタンスですから、今の質問は、なぜだめなのかと言われましても、美容室においては美容室の業務をやっている理容室においては理容室の業務をやっているわけですから、今、言われましたように、両方の資格を持っているから、理容室でとか、美容室でという話ではないと思います。

大田議長代理 ニーズが多様化しているというお話でしたので、両方の資格を持っている人が同じ場所でパーマとシェービングとをなぜできないのかという質問。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 だから、美容室において、例えば、女性の方がパーマをかけて、お化粧品に附随した軽い程度の顔剃りをしてほしいといった場合は、現在やっております。

大田議長代理 できるわけですか。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 それは飽くまでもお化粧品に附随した軽い程度という前提がありますからね。要は、化粧するときは無駄毛がありましたら、それは当然とった方が化粧ののりもいいだろうし、メイクアップもうまくいくのだろうということですから、それは現実にやっています。

岡議長 今の法律のもとでは、美容師の資格を持っている方と理容師の資格を持っている方が、1つのお店で、それぞれの資格に基づくサービスをすることができない状態にな

っていますね。私どもは、それぞれ資格を持っている人がその資格でやれることを同じ店ですることができないという今の法律を変えるべきであると思っているわけです。その点について、理事長はどう思われますか。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 分かりました。要するに、理容所において、理容師・美容師、美容所において美容師・理容師が同じように仕事ができないかというお尋ねですね。それは現実的に言って、お客さん自体が、現在において、理容所は理容所、美容所は美容所として、そして美容所の中においてもA店、B店、理容所においてもA店、B店、そういった選択を十分されているわけです。ですから、現実的に、お客さん自身では、そういうことを好まれているのか、そういうニーズがあるのですか、逆に。

岡議長 今はそういう場所がないから、私と家内が一緒に行って、家内は美容サービスを受ける、私が理容サービスを受けるということはできないのです。ニーズはありますよ。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 副理事長の西井でございます。

私は現在も現役の美容師として、毎日、東京へ来る以外は店に立っております。私と一緒に、だんだん高齢のお客さんが多いのですけれども。美容室の中で理容業務を、現在決められている、例えば、顔剃り等のことをするときには、美容師の仕事の内容と作業の工程が全然違うわけですね。以前は私も理容に行っていたことがあるのですけれども、髭剃りをするというのは、かみそりを使って、それこそ寝た状態で、周りにほとんど誰も来ないだろうという状況で、緊張しながら、きちんとした、静かな環境で髭剃りをするというのが理容室の本来の姿だと私は思っているのですね。

ところが、一方で美容師の仕事というのは、カットで一部繊細な仕事はあるのですけれども、大田先生もお分かりだと思えるのですけれども、仕上げであるとか、いろいろな作業になると、その繊細さはまた違う、感覚的な繊細さになっていくものですから、その動作や何かが相当違うのですね。ですから、例えば、理容のお客さんがいて、髭剃りをするところで、美容の人が隣ですするというのは、とてもではないけれども、私は無理が相当あるのではないかという気がするのが1つ。というのは、両方できるということは、当然そこに美容のお客さんがいるのに、そこで髭剃りを、たまたまやってと言われたときに、作業上の状況が相当違うのではないかと私は思っています。現場の美容師として。

もう一つが、これと同じようなことなのでもありますが、お医者さんでもいろいろな分類が当然あるように、歯医者さんであるとか、あるいは内科であるとかというところで、同じ医者という資格なのだけれども、専門職がきちっと分かれているのではないかということを見ると、キュービーネットは横に置いてと言われましたけれども、単純な作業ならば案外できるものもあるかもしれないけれども、相当、その業務の突っ込んだところの繊細な仕事になってきたときに、同一の場所で、同一であろうが、別の人であろうが、混在してするというところに相当無理があるのではないかと私は思っております。

以上です。

大崎座長 今のお話を私がそしゃくした感じでは、要はかみそりみたいな非常に危険な

ものを、振り回すという言い方は余りよくないのですけれども、扱っている理容師が、ある意味、動きの激しい美容師の横にいるのは顧客の安全にも支障を来すという御見解ということですかね。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会　そうです。

大崎座長　どうぞ、大田先生。

大田議長代理　さっき理事長から、美容院でシェービングもやっているということでしたが、女性のシェービングはできないのですね、今。

岡議長　化粧用の無駄毛をとるのは。

大田議長代理　かみそりを使っていいわけですか。

森下委員　使うかみそりが違う。

大田議長代理　分かりました。使うかみそりが違うのですね。了解しました。

森下委員　男用のは大きいものなのですよ。

大田議長代理　諸外国はどうなっているのかというのは厚労省からお願いします。

厚生労働省（稲川）　私どもも全ての国を把握しているわけではないのですけれども、理容と美容の資格が分かれている国もあれば、一緒になっている国もありますし、我が国みたいにいわゆる業務独占の資格になっている国もあれば、技能検定的位置付けの国もあると承知しておりまして、それ以外に、アジアの国とかですと、そもそも資格がない国もあるという状況でございます。ですから、資格が分かれている国もあれば、一緒になっている国もあるということです。

大田議長代理　資格は別々だとしても、理容所と美容所を併設できない、つまり、両方の基準を満たすところで事業ができないようになっているのかと。

厚生労働省（稲川課長）　すみません、そこまでは把握できておりません。

大田議長代理　調べていただけますか。

厚生労働省（稲川課長）　はい。

岡議長　西井さんの先ほどのお話に関連するのですけれども、美容と理容はどのぐらいの差があるかはよく分からないけれども、例えば、同じお店の中で、植木ぐらい置いて、こちら側が理容でこっちは美容ですよというのは、そこで作業している人が頻繁に行ったり来たりするわけではないのだから、可能なのではないかと思うのですね。デリケートさがどの程度あるか分からないから、同じお店の中で、こちらは理容ですよ、こちらは美容ですよということを明らかにしておけば、お客さんも間違えない。それから、やる方も資格が違う方がそれぞれやるわけですね。もしも法律が変わったとしたら、それは可能だと思うのですが、いかがですかということをお聞きしているのです。

大崎座長　一個人の体験談で申し訳ないのですけれども、私、最近、利用した、ある外国の施設ですけれども、実はこれは船の上なのですけれども、理容師と美容師がいて、理容師はバーバーというのを付けていまして、美容師の方はビューティー何とかと表示できるように、仕事は両方同じ場所で、船の中ですから狭いですから、一緒にやっております。

した。だから、そういうことは不可能ではないと思います。

どうぞ、藤原さん。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 連合会の副理事長の藤原と申します。

先ほど座長から、これはキュービーネット1社の問題ではないということで、ただ、キュービーネットから指摘を受けてというお話でございました。ということは、指摘を受ける前は、これについて、それほど問題として、一般国民の一人として感じていなかったのではないかという気が私はするのです。

安念委員 いえ、それは全く違います。この問題は十年来扱っておりまして、ほとんど何の根拠もないのに進展がございません。以前から規制改革会議の前身組織において重大な関心を持ち続けておりました。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 持ち続けられるのは委員の方としては当然でしょうけれども、一般の消費者の立場に立ちますと、今、理事長の吉井が申しあげましたように、大きな不利益、不都合を感じていたとは、私どもは業界の人間として感じていないのですが。

大崎座長 どうぞ、道垣内先生。

道垣内専門委員 ニーズというのはなかなか消費者側からは出てこなくて、提供が必要なのだろうと思います。一般論ですけれども。

伺いたいのは、解釈上、混在勤務は想定されていないという説明についてです。条文によりますと、理容師法12条で理容所はこうでなければいけないと書いてあるのと、美容師法の13条とは全く同じ条文になっていて、きれいにしてあればいい、あるいは明るくしてあればいいということが書いてあるわけです。そうしますと、美容所を開設したいという人は、例えば、美容の用品を売っているお店と一緒にやりたい、それは今、可能なのですか。例えば、美容院で美容の用品をたくさん売りたい、使っているものを、お試して、そのまま売りますという業務はできるのですね、今。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 店販商品といいまして、美容室において、頭髪化粧品だとか、そういうものについては現在でも売っております。

道垣内専門委員 そうすると、お店と美容院は一緒でもいいということですね。私が聞きたいのは、美容院を開設できない唯一の場所は理容院であるということですが、それは変ではないかという点です。そういう例外ですので、その理由が相当必要なのではないかと思います。今おっしゃった、がちゃがちゃして困るというのですと、物を売っていたりすると、いろいろな人が来るので、ごちゃごちゃすると思うのですが、それはきちっと分けていけばよろしいという御指導をされているのだろうと思いますから、同じことがどうして理容と美容ではできないのか、ここをもう少し伺いたいです。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 店販は、理容店においては理容店で、例えば、カウンターの前にトニックが何か置いてあると。それから、コーナーにそういう商品を置いている。同じように美容室においてもそういったことをやっているわけです。それと、

今、御質問がありました、要するに、人がそこで働くことができないのか、それができると、こういうふうに理解したのですけれども、理解度が違ったのかどうなのか分からない。

道垣内専門委員 今やっている程度のものではなくて、美容の用品をたくさん売ってお店の一角で美容院を開設すると、お試しできるので、より売れますね。そういうことは禁止されているのかどうかを伺いたい。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 禁止されているかどうかは別にして、そういったタイプのお店は、物販をするショップと、それから、美容室・理容室の作業をするお店とは区分されているというのが我々の感覚ですし、現実にそうだと思います。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 今の件なのですけれども、今回のところで余り出てこなかったお話なのですけれども、例えば、美容業務・理容業務をすることと、化粧品類を、頭髮化粧品を中心にして販売をするという目的の行為とは分けられております。例えば、デパートの化粧品屋さんであるとか、あるいは一般の化粧品屋さんで頭髮化粧品等を含めて売るといことの中で、その物を販売するためにちょっとお試しをしてあげたりとかいうことは、理容であろうが、美容であろうが、美容行為、理容行為になっていないのです。最後は、そこで料金をいただくということでもありません。ですから、ちょっと試供してもらって、そのものを買ってもらおう。ですから、デパートなどの女性たちは、美容師の資格はほとんど持っておりますけれども、美容業務ではないのですね。そういう意味では、美容室・理容室と、販売を目的としているところの商行為とはちょっと違うということをお願いしておきます。現実にスペースが、美容室の中で販売する場所がどれだけである、それは規制はされておられません。ただし、作業場と待合室であるとかの工夫をきちっとしなさい、これだけの規模だったら、こうです、ああですということは決められていますけれども、店販品というか、化粧品を売る面積がどれだけいいとか、悪いとかいうことは、理容師法・美容師法では決められていないと思います。

以上です。

大崎座長 ほかによろしいですか。まだ理容のヒアリングもありますので。

どうぞ。

岡議長 せっかくの機会だからお伺いしたいのですけれども、美容師の資格と理容師の資格を一本化することは可能なのですか。歴史的な背景があったのは存じ上げていますけれども、お互いに衛生環境を整えてやらなければいけないとか、安全性を守らなければいけないとか、両方とも衛生をきちんと維持しながら安全に対応していくというところは共通していると思うのですね。髪を扱うということについても基本的には共通していますね。そうすると、今後のことを考えると、先ほど来、混在などという言い方をしたけれども、そうではなくて、資格を一本にしてしまったら非常にすっきりするのではないかという気がいたしますが、美容の専門のお立場からいかがですか。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 今の理容師と美容師、最初に言いましたように、むしろ選択肢が多い方が消費者のニーズに合っているのだろうと。現実に理容所に行かれ

ている方、理容所でも、例えばの話、1,000円から、何万円もするところがある。同じように美容所もあるわけですね。それもいろいろなパターンというか、いろいろな種類の美容所がいっぱいあるわけです。それから、提供する施術もいっぱいあるわけですね。そういうものを1つに絞るよりは、選択肢がたくさんある方が、お客さんにとっては、そういった中で現実にサロンを皆さん方が選んで行かれているわけですね。ですから、私は、一本にするということが必要なのか。むしろ一本にすること自体が選択肢を狭めるのではないかと、そういうふうに考えています。

岡議長 ありがとうございます。

現に今の理容の世界でも、先ほど理事長がサービスはどんどん多様化していますとおっしゃいましたね。資格は1本でも、うちの店はこういうサービスができますということそれぞれの店が提供すれば、消費者の立場からすれば選べるわけですから、資格が2本なければ多様化ができないとは思えないのですけれども、いかがでしょうか。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 2本なければ多様化できないということよりも、1本で多様化する方が難しくて、選択肢も2つ3つあった中で、より専門的なこと、よりいろいろな種類の技術、それから、サロンにおいても、理容室と美容室は、皆さん方も御存じですけれども、外から見たら一緒かも分かりませんけれども、実際にやっていただくと違うと思うのですね。そういった中で、1本にするということは、全く新しいものを1つ作るという感覚に近いと思うのですね。それよりは今のものをむしろ広げていく方が、結局は消費者にとっては選択する機会が多くなるわけですし、私はその方が理にかなっているように思います。

大崎座長 ありがとうございます。

この辺、議論の尽きないところではございますが、時間も押しておりますので、本日はどうもありがとうございました。また引き続き、いろいろ御協力をお願いすることもあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

岡議長 ありがとうございます。

(全日本美容業生活衛生同業組合連合会 退室)

(全国理容生活衛生同業組合連合会 入室)

大崎座長 それでは、引き続きまして、全国理容生活衛生同業組合連合会から、資料2-2についての御説明をお願いしたいと存じます。どうも本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

全国理容生活衛生同業組合連合会 それでは、皆さん、こんにちは。規制改革推進会議におかれましては、特に私どもの理容業につきましても協議くださり、また、それぞれ心配もしていただきながら会議が進められておること、仄聞いたしておりますけれども、心から御礼を申し上げます。

ヒアリングの中では、連合会よりまず説明を10分ほどということでお話がありましたので、まず、私ども全国理容連合会の事務局長、本田より、事前送付になりますけれども、

「『理美容に係る規制の見直し』について」を朗読させますので、よろしくお願ひいたします。

全国理容生活衛生同業組合連合会 全国理容連合会の本田と申します。座ったまま失礼します。

それでは、資料を朗読させていただきます。

「理美容に係る規制の見直し」について。

まず最初に、この度の新聞、テレビ等の報道で「首相の美容室でのカット」が違法かのように前面に出され、またそれを理容業界が何か文句を言っているかのように、誤解されがちで大変迷惑に感じています。

私ども、全国理容生活衛生同業組合連合会は、法や局長並びに課長通知を守り、例えば美容店のカットの順守の件についても、時代の流れを考慮しているつもりであります。特にグローバル社会における理容業の在り方や、世界をリードする日本の理容の果たす役割と、衛生的で高度な理容サービスが世界に広げられるよう努めているところでもあります。

そんな中、この度の規制改革会議における審議の件につきましても、国民に安心安全な国際社会における理容、美容を考慮した提言を期待しているのであります。

出張理容、美容に係る見直し 理容師・美容師の同一施設内での混在勤務 自治体例における洗髪設備設置規制の撤廃に関する件についての考えは別紙のとおりでございます。

特に、理容師、美容師の同一施設内での混在勤務は、一企業の売り上げアップを目的とする要望のみを踏まえたものと思える内容で、強く反対いたします。

また、「理容師及び美容師の資格制度を統一すべき」につきまして、法ができて68年が経過して（途中何度か改正はあり）、現在では衛生的かつ高度な、世界をリードする理容師、美容師の在り方を考える時期に来ていると思います。しかし、混在とか統一という、それありきの制度改定には同意できません。

むしろ21世紀の理容や美容が果たす、より衛生的な安心安全な在り方について、国民の目線を基に理容師、美容師の意見も参考として、グローバル化にふさわしい姿として確立することが急務かと存じます。

どうか、この考え方にもご理解下さいまして、今後とも良きご指導ご意見を下されば幸甚に存じます。

平成27年3月23日、全国理容生活衛生同業組合連合会、理事長大森利夫。

それでは、2枚目に移っていただきまして、別紙でございます。

1.出張理容の見直しについて。(1)出張理容(訪問福祉理容)についての大原則は、衛生消毒や施術者の責任の明確性からも、高齢者の安心、安全を重視する上において、全国の各保健所で管理の可能な理容開設店からの訪問福祉理容であるべきである。(2)理容店開設者は、年に一度、衛生消毒講習会等を受講している。理容師免許を持っているからのみでは、時代の変化(例えば、ウィルス対応消毒など)に伴った消毒方法は分からないはずである。(3)理容店開設者は、万一の事故があった時の賠償保険に加入して万全

を尽くしている。(4)(2)の衛生消毒講習会と共に、内閣府のすすめているゲートキーパー(自殺防止)養成研修会や、理容ボランティアの日を定めて、長年続けてきた理容の奉仕活動を行うほか、町の見守り隊的役割も果たしてもいて、訪問福祉理容は地域の支え合いにもつながるものである。

2. 理容師、美容師の同一施設内での混在勤務の容認について。同一店での理容師、美容師の混在勤務は、無資格者による違法行為を高める。また理容、美容の業務範囲が混雑化し、国民の安全、安心、衛生面での心配が生じ、利用者利益を損ないかねない。また、今回の規制見直しの案は、その業者のみに利益を与えるものである。これまで公衆衛生の向上に努め、地域住民の生活衛生を支え、その衛生的な高度な技術をアジアや世界へ広げ、貢献しようとする日本の誇る衛生的な理容文化にも目をむけてほしい。

3. 自治体条例における洗髪設備設置規制の撤廃について。近年、「アタマジラミ」に感染する子供の被害もあり、感染した子供への差別が社会問題化してきて、理容店に対してアタマジラミ感染に対する水際対策が求められている。頭髪のカット、シェービング、洗髪は理容の一連の流れの作業における重要な役目を果たすものである。洗髪設備を設置しないことは、何より不潔感極まりなく、理容師法第12条第4号に基づく施行条例で、理容所に洗髪設備を設けることを規定しても特別奇異なことではなく、同条の規定の趣旨に照らしても施設に対する衛生上必要な措置として、至極当然な規定と考えている。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして質疑を行いたいと思うのですが、最初に1点、私から、座長としてちょっと釈明をさせていただきますと、いわゆる理容師・美容師の同一施設内での混在勤務の検討に関して、特定の企業の利益のみのために議論をしているのではないかという御指摘があったのでございますが、ある特定の企業からの要望があったことをきっかけに検討を始めたことは事実でございますけれども、私ども、何らかの規制改革を検討するときには、必ず、誰かが言っているから検討するというのではなく、問題となっている規制が十分合理的なものであるかということについて、私ども自身が問題意識を持って内々検討した上で、やはり何らか変える必要があると認識した場合に検討することになっておりますので、その点はぜひ誤解のないようお願いしたいと存じます。

それでは、委員、専門委員、では、道垣内先生、どうぞ。

道垣内専門委員 1点、実態について伺いたいのですが、規制の内容、免許の内容等ではなくて、ビジネスを見ていると、私の知る限り、美容の方は結構大手があって、チェーン展開していて、大きな会社があるような気がします。理容の方はどうもそうでないイメージです。ビジネスのやり方が理容と美容で違うのですか。おのずからそうなるといふ仕事の仕方があるのでしょうか。そもそも実態として大手があるかないか、正しい認識なのかということと、あるとすれば、どういう原因でそういうことになっているのかを伺いたいです。

大崎座長 どうぞ。

全国理容生活衛生同業組合連合会 いわゆる大手といたしますか、大型化といたしますか、その部分については、美容の方が大型化しているような傾向はあります。理容も全くないわけではありませんけれども、東京を見ても、8店とか、チェーン店をつくっている私どもの仲間もおりますから、全部が全部とは言いませんけれども、今、御指摘のとおり、そのような傾向にはあると思っております。その理由については、やはり利益性でしょうかね、そういう部分が強いのかも分かりませんが、時代の流れの中で、華やかさとか、地味な仕事とか、あえて取り上げれば、そういうことが言えるのかも分かりません。

大崎座長 ありがとうございます。

今に関連して私からお伺いしたいのですけれども、これまでも理容師・美容師の混在勤務にはいろいろ問題があるという御指摘をいただいている、とりわけ指摘があったのが、理容師は非常に鋭利なかみそりを使う仕事をされて、美容師はそういうことをしないということで、万一混在勤務をやっていると、美容師が本来、無資格であるにもかかわらず、そういった鋭利なかみそりを使って、利用者に害を与えるおそれもあるだろうという御指摘もあったのですね。

ただ、他方で、今、正にお話があったように、理容・美容、それぞれに対するイメージが時代とともに変化してきたということかもしれないのですけれども、例えば、理容所をずっとやってこられた方の息子さんなり娘さんが美容師になってしまわれて、そうすると、親子一緒に仕事ができないというのはどうなのだろうかという御指摘もいただくわけです。例えば、次の代になれば美容所に衣替えされるかもしれないという前提で申し上げておるのですが、そういった場合に、かみそりの件については、厳重に注意する、場合によったら、かみそりを使うサービスは、理容所ではあるのだけれども、提供しないという、そこまでやっても、やはり理容師と美容師と一緒に仕事をするのは大変問題があるとお考えでしょうか。

全国理容生活衛生同業組合連合会 今、御指摘のかみそりについては、それは十分違いはお分かりになると思いますけれども、それ以外についてですが、混在ということについては、例えば、今回の資料を見たときに、大型店が挙がっておりますが、これまでの経過を見ても、免許を持たない人を勤務をさせたり、そういう部分もありました。

大崎座長 それはまずいでしょう。

全国理容生活衛生同業組合連合会 資料提供はいたしますが、私はないことを言っているわけではないので、今から5年前にも、ある県で、大型の理美容チェーン店で、免許を持たない方が勤務をしておったということで、書類送検まで、つまり、これは一度ではなかった。半年ぐらい前に一度あったのだと。そのときに改善を指導していたにもかかわらず、また違う店へ行ってそれをしていたという事実もあつたりして、混在についてはそういう部分も事実ありますので、顔剃りだけというのではなしに、ここらは明確に、在り方について考えていかなければいけないと思っておりますね。

大崎座長 では、松村先生。

松村座長代理 免許がないのに仕事をするのは問題だというのはとてもよく分かりますが、それは混在が許されていない現行の法体系下でもあったということですね。それがなぜ混在の問題と関連しているのかを教えてくださいませんか。

全国理容生活衛生同業組合連合会 混在が許されないから、そういう部分があったということには通じないと思うのですよ。

松村座長代理 混在がないからあったと、決して言っていません。混在があってもなくても、あったのでしょう。混在があるとそれが頻発し、混在がないと頻発しない理由を教えてくださいと、そういうことです。

全国理容生活衛生同業組合連合会 例えば、保健所の立入調査のときにも、理容師免許、美容師免許を持たれた方が、そういう部分について明確に表示されるのが一番正しいのですけれども、例えば、免許がない者でも、違う人の名札をつけて、理容師の免許を持っているとかいうことがありますから、私はそこらは明確にしておく必要があるのではないかと思うのですよ。

大崎座長 それはどう考えても違法ですね。免許を持っていない人が免許を持っているかのように行動するのは。

全国理容生活衛生同業組合連合会 免許を持たれていないというのは、理容店で登録した場合、美容の免許で入っておってもこれは無免許なのですね。ですから、私は申し上げているので、それは全く別のものであるという捉え方でもないと思うのですね。それぐらい、混在というのは困惑するのではないかという部分で私は申し上げているだけで。

岡議長 混在するとそういうことをやるというのは、美容師なり、あるいは理容師側がそういう気になってしまうということですか。そういう過ちを犯しやすくなると、混在すると。

全国理容生活衛生同業組合連合会 混在すると、理容・美容が分かりにくいですね。

岡議長 誰が分かりにくいのですか。

全国理容生活衛生同業組合連合会 それは、保健所側も分かりにくいし、困惑してしまいますから、無免許まで働かせるようなチェーン店がある限りにおいては、混在まで持っていくのには、一足飛びに難しいのではないかと私どもは思っています。

大崎座長 森下さん。

森下委員 全然視点を变えて聞きたいのですけれども、私も総理と一緒に美容室に行っていて、理容室に行っていないので、申し訳ないのですけれども、1つ思うのは、理容室と美容室が分かれている中で、理容室の方が分が悪いと言うと怒られますけれども、男性でも美容室に行く人はいますが、逆に女性の方は行くことがないので、業種的には厳しくなっているのではないかという気がするのですね。後継者のお話とかも、息子さんは美容師になるというお話はよく出てきますし、そうすると、今後、理容師業界として発展するためにどういうことを考えられているのか。要するに、いかなる工夫をして、今後、理容

師の業界は生き延びようとしているのか、その辺のところをお聞かせ願えないかと思っ
て、最終的に理容師がゼロになってしまえば、美容師・理容師の資格は関係なくな
ってしまうのですけれども、理容師は減っていて、美容師は増えている印象があるので、
その辺、業界としてどう危機感をお持ちなのか、あるいは対策としてどういうことを考え
られているのか。全然別の視点なのですから、少しお聞かせ願えればと思っ
て。

大崎座長 今の、本当に別の視点というか、正にそういう観点からも、例えば、混在を
認めるということはあり得るのかなというの。

全国理容生活衛生同業組合連合会 なるほど、分かりました。まず1点、総理と同じだ
と言われましたが、総理は美容店のみ行っているのではないですね。総理のこともえらい
新聞が取り沙汰しますから、気をつけないといけないのは、2回に1回は理容店も行った
り、奥さんがたまたま美容院に行くので、こうするだけのことであって、それを違法とか、
そういう問題で捉えるべきではないと思っ
て、森下委員さん、それは行かれていいと思
います。

そこで、お尋ねの件に入りますが、これからの将来像ですね。業界、どうあるべきかと。
実は、幾つか考えられますが、まず1点、理容の良さというのもすごくあるのです。私は
あると思っ
ています。というのは、アメリカの貨物輸送の会社の代表が経済新聞のコラム
に載せてお
りまして、日本の理容のおもてなしの良さと、それから、革新についてという
ので、文章が
出まして、私も感動いたしまして、1回お会いしたことがあるのですが、日
本の理容のす
ばらしさという、例えば、顔剃りであっても、カットであっても、非常にお
もてなしの、
外国と違った、シンプルな理容の良さというのを承ったのですが、それと、
革新につな
がる。つまり、つんで、そして、洗って、セットの時代から、今後は、例えば、
エステとか
ネイルとか、シャンプーも一歩進んだものに、どんどん、どんどん進化してい
く。そして、
お客さんに選ばれる店づくりをやっていかなければいけないと思っ
ておりま
すし、これは今後も続けていきます。

それと後継者の問題が出ましたが、後継者についても、理容業の良さをよく分かって
もらわな
ければ、おじさんが行くところとかいうイメージがですね、たまたまよく言われ
る言葉、出
てくるのです。そこで、今、望んでおるのは体験学習ということで、高校を中心
に出向いて、
体験学習を課外授業でやらせてもらおうということで、私ども連合会で予算
を組みまし
て、各県組合で行くときは20万円の補助をしながら、理容の良さとか、そう
いうもの
をしっかり訴えていくのだということで、例えば、今の生徒数を2～3倍にすれば、
日本の人口
構造から見たら幾分減ってきますけれども、それは別としまして、2～3倍に
してくれ
れば、健全な、世界に誇れる立派な日本の理容業は次の世代へつなげていける
というこ
とで、後継者づくり、それから、業づくりについては、アメリカにもコスメト
ロジ
ーというの
がありましてね、そういう部分でこれから広げていこうということで、今、努
めている。
現にエステは、特に東北は女性理容師の店主が70%いたのです。西へ行くと少

ないのですけれども、この方々に一つ、震災もあって頑張ってもらおうということで、特に力を入れて、首相官邸の官房長官にも会っていただいて、40人ほどがバスで行きまして、こういう新しい部門も開拓していますよということで、しかも、現在拡大中で、今、2年を迎えまして、次の3年度も予算を組んで、女性の働ける場として進化していこうということで、今、頑張っております。2点お答えしました。

大田議長代理 ありがとうございます。

理容所と美容所を同じ場所でできないというのがどうしても納得できませんので、2つの点でお伺いします。理容と美容は技術が全然違うのだというお話がありましたが、1人で理容師の資格と美容師の資格を両方持っている人から、同じ場所でなぜサービスを受けられないのだろうと。髭剃りというのは心を静めて静かな場所でないとできないのだというお話があったのですが、それなら場所を分けて、間に植え込みでも置いて分ければいいではないか、これが1つ目の質問です。

2つ目は、ニーズがいろいろ多様化している、多様化したニーズにこたえるのだと。コスメトロジーですとかね。そうしますと、例えば、森下先生が美容院で髭剃りができるようになるとか、それから、女性が理容院に行ってまつ毛エステを受けるとか、そういうことがなぜできないのだろうか。できるようにした方が利用者ニーズにはかなうし、業界にとってもいいと思うのですが、なぜそれがいけないのでしょうかという2つですね。

全国理容生活衛生同業組合連合会 これまでの経緯の中で、先ほども説明しましたけれども、できてから68年という年月の中で、そういう分けられ方をしてきたものだろうと思っておりますけれども、今後、在り方については、しっかりと消費者ニーズ、そしてまた社会のニーズに合うものにしていくべき、問題も残っておりますけれども、とりあえず現行の中では、今はできないとなっておりますから。でも、そのことについて追求したり、どうだこうだといったようなあれはありませんよね、今は。

ですから、消費者ニーズの求める中で、ただ、行き過ぎますといろいろと抗議も出るでしょうけれども、今回の新聞のような問題も出てまいりますけれども、カットはできないのだとか、パーマはできないのだとか、出てまいりますけれども、先ほど読み上げましたとおり、理容・美容、双方があるのでしょうから、今後しっかりと、そんなに長い間はかかりませんけれども、在り方については検討しなければいけない時代は来ているなど。特に今回の新聞、テレビを見ても、お笑いの番組のように、私どもはそのことについて文句を言ったことは一回もないし、誰も言っていないですけれども、それを取り沙汰されて、お笑い出されておりますけれどもね、その部分で。でも、それによってトラブルがあるわけではありませんけれども、これからの在り方については検討すべきことでしょうね。

大崎座長 どうぞ。

岡議長 今、大森理事長から、今後の在り方として、正におもてなし、革新、さらにサービスを進化させていく方向を目指していきたいというお話がありました。実は、直前に全美連の理事長からもお話を伺ったのですが、やはり、これからもっといいサービスをし

ていこう、お客様にもっと喜んでもらうサービスをしていこう、髪を切るだけではない、洗うだけではないと、同じようなことをおっしゃっているのですね。

過去68年間は、生い立ちから、ずっと違う道を来たのだけれども、これから先、目指す方向は、理容・美容ともに、もっと成長していこうということではないかという印象を私は持ちました。であれば、ともに成長するために、そろそろ理美容の資格についての見直しが必要なのかなという思いがしたのですが、今の理事長のお話はそのように受けとめてよろしいですか。

全国理容生活衛生同業組合連合会 実は、今度の2点で内閣府から提示をいただいた中で、大きなのが2点、混在と統一と書かれた項目がありまして、今のは統一の部分でしょうけれども、しかし、これから在り方について、急ぐという考え方を持っていますが、特に在り方については、こういう部分と2つある部分の中で、それがおかしくない調整ができるのか、それともコスメロジーのような方法でそれが伸びていくのか、その2つを考えて、当然真ん中もあるでしょうけれども、いずれにしても、一般の方々が、誰が見ても分かるように、そして成長産業として変わっていくようには、在り方をしっかりと、雨降って地固まるではありませんけれども、業界として、お互いの業のことは仲良く、お互いが手をつないでやるのに、近くの美容師と理容師が喧嘩するようなことは、今まで議論もなかなかなかったのですが、今後、業界として、ひとつ在り方について慎重に検討して、どういう形になっていくかを、これから早く出していかないといけないなと思います。それは2本もありますね。ですから、私は、統一とか、そういうことについては、限って断言しているのはだめですよということで、それはだめですよということを言ったつもりです。

大田議長代理 厚労省に伺いたいのですけれども、国内の需要はどうしても縮小していくわけですね。68年という話がありましたけれども、理容と美容の併設、それから、資格の統一、統一がいいかどうかはこれから御検討いただくとして、資格制度の在り方を腰を据えて検討に入るといってお考えはありませんでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） この場で今すぐというのは大変荷が重い話だとは思っていませんものの、確かに理容・美容と、技術は違うという状況ではありますけれども、できて70年近くたった法律ということもあり、ただ、一方で、資格の統合みたいな話になってくると、それは大変大きな話でもありますので、そういうものをいきなり検討の俎上に乗せるというのは、私個人の印象としては、まだ時期尚早かなんと思っはいるのですけれども、今日、理容の組合、美容の組合からも話がありました中で、今の時代に合った養成の仕方でありませうか、そういうことについてはこの場からもいろいろ御指摘いただいていますので、その辺りを含めて、私どもとしても問題意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

全国理容生活衛生同業組合連合会 ちょっといいですか。今、言われた点で、もちろん十分分かりますから、あとは、日本の理美容で、特に理容の良さを失わないように、というのが、日本の理容技術というのは、衛生的な理容技術で、世界に誇るものがあるのです。

競技大会に行っても、ほとんど優勝してくる。この理容の日本の良さというのは、衛生的というのが前に付いているのです、衛生的で非常に高度な技術というのが。その部分が磨かれておりますので、何も全て否定しているわけではありません。伸びるために私は言っているので、今、アジアは我が業界が引っ張っているのです。アジアの講習に来てくれと言え、どんどん出向いて行きます。世界でも出向いて行きます。先般もアジアの大会を沖縄で、沖縄返還40周年記念事業に、前の知事さんに入れてもらって、そしてあそこで大きなイベントを行ったのですが、そういった誇りを持って、そして、その先の、その点を否定しておるのでは全くありませんよ。それを踏まえて、今後、それにプラス、今までにプラスして、世界の役割として引っ張っていかれるような、衛生的な、私は、ですから、国家試験制度も、アジアにはあまりありませんから、ぜひやれということで、今、台湾は、学校を卒業しなければいけないとかいう形にどんどん変わって、私はアジア全体を引っ張り上げたいというのが夢でして、そんな思いがありますから、そこも含んで考えさせてください。

そして、男性、女性という問題がよく出てきますね。古いのではないかと。あの当時としては、先人がよく頑張られて、その当時はそれで超えられたのだと思うのです。ところが、世界でもメンズヘア、レディースとって呼びかけて、競技大会もありますし、そういうものもありますから、男女とかいう問題でもなくして、私はいい機会として、これを次のステップに使えるとは思っております。要らぬことを言いました、すみません。

大崎座長 久保利委員。

久保利専門委員 世界でどうこうはどうでもいいのですけれども、私が心配というか、気になるのは、両者、美容師と理容師が違う技術だということは、1か所でやるようにする理由にはなっても、同じ場所でやれない理由とは全然ならないと。先ほど道垣内さんがおっしゃったとおり、片方の12条、片方の13条、いずれも同じ、最も素晴らしい環境というのをなぜ共有して使ってはいけないのか、共用してはいけないのか。違う能力を持っている人が、しかも、施術をする人は男であれ女であれ人間です。その人間に対して、そういうことをしてはいけないと法律に書いてあるとおっしゃるのだけれども、どう考えてみてもストレートにこれを否定しているとは私は思えないのですね。むしろ理容師、美容師の皆さん方の方から、声を大きくして、一緒にやらせる、同じ場所でやらせるというのは、国民的ニーズから言うと、すごく真っ当ではないか。

前回も申し上げましたけれども、外国法事務弁護士という海外の資格を持った弁護士と、国内の弁護士資格を持った日本弁護士と、これを一緒にやらせるという声が出て、一緒にやるようになったら、世界中の仕事ができるようになってきたのですね。こういう前例を見ても、なぜ美容師と理容師と一緒にやりましょう、同じ場所で最も適切な施設を、両方が共有してやりましょうということを皆さん方がなぜ要求されないのかが大変不思議なのですけれども、この点、いかがですか。

大崎座長 この点はさっき理事長がおっしゃったかと。

全国理容生活衛生同業組合連合会 弁護士のお話が出てまいりました。もちろん、今後の理美容の在り方についてはよく分かります。先ほどからお答えしているとおりであります。ただ、その部分で考えられるとしたら、弁護士は、もちろん職業に上下はありませんが、体に直接触れる、そしてまた鋭利なかみそりで、全てを、男性の方、顔剃り、分かりますが。

久保利専門委員 それはいいです。要するに、それは理容師がおやりになったらいいと私は言っているわけです。

全国理容生活衛生同業組合連合会 ちょっと待ってください。話が途中になってしまっていますので。

久保利専門委員 話が途中って、あなたが言っているのは関係のない話じゃない。私の質問を前提にしてやってくださいよ。

全国理容生活衛生同業組合連合会 関係あるのですよ。今、弁護士の例を出されたから、私は弁護士と理美容の違いを申し上げているのであって、そのところは、別に否定しているのではないですよ。弁護士の場合との違いは、そういう部分があっただけなのではないですかということをお願いしているので、鋭利なかみそりで顔を剃るとかいうことは。

久保利専門委員 それは理容師がやったらよろしいのよ。それは誰も否定しませんよ。弁護士との違いではないですよ。2つの資格がセットで一緒にできないかと聞いているのです。

安念委員 いいですか。弁護士と床屋が違うことを知らない人はいないのですよ。そうではなくて、比較的に近い二つのサービスをワンストップで受けられた方が、消費者のニーズにかなうだろうし、さらには、共通部分の費用も削減できて、価格においても競争的になるから、みんなハッピーになるではないですかということ、多分、おっしゃりたいのでしょうか。

久保利専門委員 そういうことです。

安念委員 誰だって考えることですよ。理美容師業界以外の方は全てそう考えます。

大崎座長 理事長も、決して一切検討しないとおっしゃったわけではないので、今日の議論は、時間もありますので、このくらいにしたいと思うのですけれども、私どもも、今の時点で絶対混在を認めるとか、資格を統一しろとかいう結論を決め打ちしているわけではなく、飽くまでそういうことも視野に入れて議論、検討しようということで、理事長からは、それにはむしろ前向きに御協力いただけるというお言葉をいただいたと私は理解しておりますので、では、こういうふうにやったらどうだという御提案も含めて、逆に私どもにぶつけていただくと、お互い、非常に建設的な対話ができるのではないかと考えておりますので、ぜひ、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

全国理容生活衛生同業組合連合会 ちょっといいですか、最後に。特に協議をいただい

て、私は業界内だけの手前みそみたいなことを言ったのでは業界が伸びませんから、決してそのようなことは思っておりません。理容は簡単な仕事のように思われますけれども、人間の理容設計学から始まりまして、非常に高度なものを学んできたつもりでもありますし、特に衛生面などは、特にグローバル社会の中で、私はもっと厳しくするのが、例えば、血液に関することについては、エイズや肝炎とか、そういうものを全て含んで、私はこれからはもっとその部分をしっかりとこたえていかなければ、なかなか水際で止められない部分もありますので、これも含めて、新しい技術の形を目指していきたいと考えています。それから、地域の貢献というのものも、我々理容業は、大震災のときの復興から全て含んで、特に内閣府が進められているゲートキーパー等、地域の見守り的なことも含んでいただいて、今日の皆さん方の御意見は十分ありがたく受け取って、今後の業界が発展することですから、皆さん方に対して御無礼もあったかと思えますけれども、今後とも参考にして頑張りますので、どうぞ、そのところをよろしくお願い申し上げます。

以上、ありがとうございました。

大崎座長 本日はありがとうございました。

(全国理容生活衛生同業組合連合会 退室)

大崎座長 では、時間も押しておりますし、先ほどまでのヒアリングの中でも若干厚労省にもお考えを既にお話しいただいている面もありますのですが、前回お話のあった混在勤務についての法解釈といえますか、法改正をしないと混在勤務は認められないという御見解について、前回、議長から御質問いただいたところですが、改めて厚労省から御説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

厚生労働省(稲川課長) 厚生労働省の稲川でございます。ありがとうございます。

それでは、資料2-3ということで、前回、議長からいただきました宿題について資料を用意いたしましたので、これに沿って御説明をさせていただきたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして、先ほどから議論になっておりましたけれども、理容師法、美容師法においては、それぞれ、理容師は理容所、美容師は美容所以外において業をしてはならないとなっております、それぞれについて衛生上の基準、施設基準が定められております。先ほど、理容師法12条と美容師法13条は字面が全く同じではないかという御指摘もございましたけれども、都道府県においては、1、2、3は確かに共通の部分で同じなのですが、4の条例の中身につきましては、理容所、美容所の1人当たりの面積でありますとか、そういうところについては違う定めもあつたりしております、基本的には両者は異なる施設基準に基づく別個の施設という前提でありまして、理容師法、美容師法双方において、両資格者が同一の施設において混在勤務することは想定されていないと考えております。

具体的には、理容師法、美容師法におきましては、それぞれ施設を衛生的に管理させるために、従業員が常時2名以上である理容所の開設者は管理理容師、それから、従業員が常時2名以上である美容所の開設者は管理美容師を置かなければならないことが法律上規

定されておりますけれども、仮に混在ということで行われますと、1つの施設内で両方の業務が行われるわけですが、施設の衛生管理は1人の人間が責任を持って行う必要があると考えておまして、そういう中で、同一施設における混在勤務、同一場所の開設は法律上想定されていないため、仮に同一施設において混在勤務を認める場合については、そのような施設において、管理責任者を1名選任するためのルールを新たに明記する必要があるのではないかと考えております。今の規定ですと、例えば、理容師2名、美容師2名が混在した場合については、管理理容師、管理美容師という形で、それぞれ1名ずつとなるのですけれども、どちらが責任を持ってその施設を管理するかということが明確でないということは、施設の衛生管理についても支障があると思いますので、そういう意味で、そういう規定を明記する必要があると考えております。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

大崎座長 それでは、今の件について、御質問、御意見、大丈夫ですか。

安念委員 いやいや、座長が、それでは、こういう法改正をしてくださるのですよねということだと御確認をいただいた方がいいのではないですか。

大崎座長 確かに、後半の部分については、管理責任者が現在ですと特定の人になるような規定が明確でないという御指摘だったので、混在する場合には管理責任者を1名置くという規定を整備していただければ、どちらの法律に作られてもいいと思うのですけれども、というのは、混在を禁止する法律は逆にはないわけですね。

厚生労働省（稲川課長） 今おっしゃった条文という意味で明確に禁止するということを書いた規定はございませんけれども、管理理容師の規定などを見ますと、当然、法律において両者が混在しないという前提で条文ができていますと理解しておりますので、そういう意味で申し上げました。

大崎座長 分かります。ということは、混在を円滑に可能にするには、混在した場合の管理者を明確にするべきという規定を設ければいいというお考えなわけですね。

厚生労働省（稲川課長） 仮に混在を認めるということであれば、こういう法的な手当ては要るのだろうかということで申し上げた次第でございます。

大崎座長 我々は基本的に、法改正が要るということは規制改革しない理由にはならないと理解しておりますので、それはありがたい御指摘をいただいたと思っています。そこを改正すればいいということです。

では、久保利先生、どうぞ。

久保利専門委員 もちろん、そういうふうにするならそれでいいと思います。だけれども、逆に言ったら、理容所として使っている部分を管理理容師、美容所として使っている部分は管理美容師というふうに複数いて、どうしていけないのでしょうか。なぜならば、ある意味で言うと、一体管理するかどうかは法律の問題ではなくて、美容師と理容師のお話し合いで決めればいだけなので、1人にしなければいけないという組織原理にしなければいけないとも思わないので、もしそれをしなくていいのなら、今の法律のままでそれ

を決めればいいだけではないか。もしどうしても1人にとこのなら、そういう法律を改正されたらよろしいと思うのです。

大崎座長 まぜ返すようなのですけれども、私が気になったのは、理容師1名と美容師1名の混在チームの場所の場合、管理理容師も管理美容師も置く必要がないので問題だということはあるかもしれませんね。

すみません、課長、どうぞ。

厚生労働省（稲川課長） それはおっしゃるとおりで、先ほどトイレも分けるとおっしゃいましたけれども、トイレまでは分けると言っていないで、作業場は分けてくださいと言っているのですけれども、作業場が分かれているという前提であれば、それぞれ1名ずついれば、それでいいのだと思いますけれども、恐らく、混在ということでイメージされているのは、同じ場所で、あるときは理容師が来たり、あるときは美容師が来たりという想定でおっしゃっているのかなと思いましたが、そういう御説明をさせていただいた次第でございます。

大崎座長 道垣内先生。

道垣内専門委員 私はこの程度だったら法改正要らないのではないかと思います。このように今後解釈します、だから、混在した場合にはこのように扱ってくださいという、官庁としての解釈を示せばいいので、そんな大変なことではないような気がします。

大崎座長 厚労省得意の課長通知で十分いけるのではないかという気もしますが。

厚生労働省（稲川課長） 今の理容所、美容所で、管理理・美容師のことについてはかなり具体的に書かれていると思っていますので、課長通知でということは、法律の条文を真っ向から否定することになってしまうので、ちょっと難しいかなと思っています。

大崎座長 管理理容師と管理美容師の責務とか、職責とか、権限に何か差異があるということなのですか。

厚生労働省（稲川課長） 美容所の中で複数美容師がいるということは、それなりに大きな施設だと思いますし、あるいはほかの美容師を含めて管理の方針を徹底しなければいけないということで設けられたということです。もちろん、理容所と美容所では使う化学物質なども違ってくるところはあると思うので、それに応じた管理をしていただきたいということなのです。

大崎座長 安念先生、どうぞ。

安念委員 それはそのとおりで、誰も否定していないのではないですか。つまり、理容所、パーバーとしての面は管理理容師が責任を持つ、それから、ビューティーサロンとしての面においては管理美容師が責任を持つ。ただ、それがたまたま同一の場所、あるいはかなりシェアした場所になるだけの話であって、責任の所在について何か違うことをやれとは、座長は全然そんなことはおっしゃっていないし、ほかの方も言っていないのだと思うのです。

大崎座長 では、議長。

岡議長 関連ですけれども、この管理理容師なり、管理美容師を置けばいいわけですね。これは資格ではないですね。

厚生労働省（稲川課長） 資格は条文にあります。

岡議長 どこにあるのですか。

厚生労働省（稲川課長） 2 ページ目の条文のところで言いますと、理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、指定した講習会を受けなければいけないという規定はございます。

岡議長 講習を受ければいいのかということであれば、混在を否定するものではなくて、混在する場合には両管理者を置きなさいと、この規定に沿った対応をすればいいわけですね。

大崎座長 さらに言えば、現行法、理容師と美容師を兼ねることは禁じられていないわけですから、2つの講習に出れば、管理理容師兼管理美容師の資格をある特定の個人が得ることは十分可能ですね。そういう方が1人で全部管理されたら、十分回る話のように思うのです。

厚生労働省（稲川課長） おっしゃるとおり、今、理容師と美容師の資格を1人の人間が持つてはいけないということはありませんし、実際、持っている方もいらっしゃると思います。そういう場合であれば、そういう管理の仕方もあるろうかと思えます。ただ、そういうことを認めるときに、やろうとしている店舗が、常に理容師と美容師、両方の資格を持った人がいるわけではないと思えますので。

大崎座長 そうすればいいのではないですか、経営的に。両方持った人でないと両方の管理は1人でできない、それは当たり前ですね。違法行為を認めるなどと、我々は全然考えていないので。

厚生労働省（稲川課長） だから、全ての事業所にそういう人がいるわけではない。

大崎座長 いなければ混在はだめだということなのではないですか、論理的に言えば。

森下委員 そうしてしまうと、資格を両方持っている人がいればいいのかという話ですよ。

大崎座長 それなら、それで良いのではないですかね。

川本専門委員 そこに限定してしまえば、今でもできる。

岡議長 そうそう、今でもできるのです。

大崎座長 ところが、今、混在はできないとおっしゃっているのですよ。

森下委員 混在はしたことになるのだけれども、施設としては混在していないのでしょうか。要するに、資格は両方持っているから、理容師、美容師が両方働いているという状態では混在だけれども、そこは美容室か、もしくは理容室か、どちらかしか標榜できないから、施設としては混在はしないということでしょう。

大崎座長 現行法はね。だから、それはおかしい。

森下委員 でも、違う法律だし、これは議員立法ですね。それは法律改正しないとできない話だと思います。要するに、医者と歯科医が一緒に働いていて、それを病院にするのか、歯科医院にするのかという話でしょう。多分、法律上は書いていないけれども、違う

法律で成り立っているから、同じ施設としては成り立たないのではないですかね。附帯施設はどうでしたか。要するに、こういう施設要件を満たさないとだめというのがありましたね。あれは同じでしたか。理容師と美容師。

大崎座長 ほぼ同じ。

森下委員 でも、全く同じではない。

大崎座長 条例で付加している部分がちょっと違う。条例の差だけです。

厚生労働省（稲川課長） もちろん条例でかなり細かいことをいろいろ定めていますので、条例では差があるのは事実です。

森下委員 法律なり、課長通知とかで、そこは決めていないのでしたか。全部条例任せでしたか、その部分は。

厚生労働省（稲川課長） 基本は条例、その部分は条例に任せているのですけれども、条例において、それぞれの施設の特性に応じて定めがあるという状況です。

岡議長 そうすると、施設基準については条例でいろいろと細かなことが決まっている。1、2、3は共通しているけれども、4番目の条例のところに差があるということは、それぞれの条例の施設基準をカバーすれば、理容所としても使えるし、美容所としても使えらると、この理解はよろしいですか。

厚生労働省（稲川課長） 今、そこまで認められていないので、理容所と美容所は別々の場所でやってくださいということになっています。

大崎座長 やってくださいというのはどこに書いてあるのですか。

厚生労働省（稲川課長） だから、差があるという意味については差がありますけれども。

岡議長 私の質問は、差はあるけれども、両方カバーするようなお店を持ったら、それはどっちもできますよねということを聞いているのです。混在と言っているのではないですよ。どっちでもできるでしょう。

大崎座長 どっちが厳しいかは置いておいて。

岡議長 理容もできるし、美容もできるわけでしょう。

厚生労働省（稲川課長） 今であれば、仮にどっちも満たす施設があったとすれば、どちらかはできるのですけれども。

岡議長 できますよね。そうなってくると、その次の質問なのだけれども、どちらでもできるのだったら、両方でできていいのではないのと。

安念委員 だめだと。

岡議長 それはなぜだめなのだと聞いている。

安念委員 それが振り出し。

厚生労働省（稲川課長） そこは、前回から御説明していますけれども、同一の施設で理容師と美容師が働くと、どうしても違法行為を助長する問題が避けられないということが一点と、法律も、さっきの弁護士事務所の方は、私もどれぐらいの施設基準なのかよく

存じ上げませんけれども、理容、美容というのはそれぞれ施設基準を持った上の施設として位置付けられていますので、事故が起こる可能性は否定できないということと、今の法律は別立てを想定しているということで、今の整理ですと、それは理容所か美容所か、どちらになっていただきたいということです。

岡議長 一緒にした場合とそうでない場合の危険性を比較して、コンマ何パーセント増えるか分かりませんが、いずれにせよ、心配されていることは、本来やってはいけないことをやってしまう、そういうことを助長するおそれがあるということでしょう。違いますか。

厚生労働省（稲川課長） 違法行為が起こる可能性が高まるという意味で申し上げているつもりです。

岡議長 違法行為を起こしたら、それに対してしっかりとペナルティーを科せばよろしいわけで、ちゃんとやっている人が圧倒的に多いのだったら、ほんのわずかな人のためにやりたいことを制限するというのは正に規制ですね。そこはやはり考えていかなければいけないのではないかと思います。もっと根本的な理由があるならともかく、使ってはいけないかみそりを使ってしまう可能性を増長するおそれがあるという程度であれば、混在していなくたってあり得るではないですか。

大崎座長 久保利さん。

久保利専門委員 先ほどの理容組合の理事長がおっしゃった事件は、多分、2010年に鳥取で起きたプラージュ事件だと思うのですけれども、このプラージュ事件の後、幾ら探してみても摘発事例がないのですね。ということは、5年間、まるでないと。しかも、これは名札を別の人に貸してしまったというケースなので、それはよくないと思うし、とんでもないと思うけれども、そういう心配をすることと、美容院と理容院を同じ場所でやれるというメリットを考えたならば、ほとんど問題にならないような事件ではないかと思うのです。この後、どんどんあって、実は厚生労働省は把握していらっしゃるのですか。

厚生労働省（稲川課長） 逆に言うと、今、混在勤務が認められていないがゆえにそういうことが起きていないと我々は理解しています。

久保利専門委員 でも、2010年に1件はあったわけですね。無資格者を採用したという件は、混在していないのにあったわけですから。

大崎座長 ですから、私が正直よく分からないのは、稲川さんがおっしゃるのは、混在勤務は認められていないから、違法行為は今、あまり起きていないと。だけれども、混在が認められると違法行為がいっぱい起きるといふ、その論理がみんなよく分からないのだと思うのですよ。

安念委員 そうです。そのとおりです。

厚生労働省（稲川課長） 結局、混在で、そのお店が理容と美容、両方のサービスを提供できるとなったときに、通常はお客さんが来た順に美容師とか理容師が回していく中で、美容師に対して、ついでに髭を剃ってくれみたいな話があったときに、中にはそのままや

ってしまうような例が出てくるケースが増えてくるのではないかと考えているということなのです。

大崎座長 正直よく分からないのは、理容所兼美容所が認められたら、髭を剃ってくれと言われたら、では理容師に変わりますと言えば済む話になるので、むしろ違法行為は減るような気がするのです。

厚生労働省（稲川課長） そこが担保できるのであれば、それはそうだと思いますけれども、実際、そういうことが認められて、現場でそういうところまで担保できるのかどうかということが非常に厳しいとされているということです。

大崎座長 ありがとうございます。

この件は引き続き検討してまいりたいと思っております。次回ワーキング・グループにおきましても、さらに別の事業者の方からのヒアリングも行いたいと思っておりますので、稲川さんには御足労いただいて恐縮でございますが、引き続き、よろしくお願いいたします。

岡議長 よろしく申し上げます。

大崎座長 どうもありがとうございました。

（厚生労働省 退室）

（法務省 入室）

大崎座長 長丁場で恐縮でございますが、引き続き、よろしくお願いいたします。どうもお待たせして申し訳ございませんでした。ここからの議題は、いずれも重点的フォローアップの対象項目ということでございます。

まず最初に、「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し」について検討したいと存じます。本件は、昨年6月閣議決定されました3つの項目で構成をされております。今回は、そのうち平成26年度内に結論を得ることとなっております外国会社の登記に関する規制の見直しについて、検討結果を伺うという趣旨でございます。それでは、よろしくお願いいたします。

法務省（坂本参事官） 法務省の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

今、大崎座長からお話ございましたとおり、日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社の支店登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果を踏まえながら検討するようという御指示をいただいていたところでございます。

お手元の資料3に従いまして御説明させていただきたいと思えます。外国の制度に関する調査の結果も踏まえ、ということでしたので、まず、外国の調査の結果について御紹介させていただければと思えます。

最初に、アメリカのデラウェア州法ということで、これがアメリカで最も使われている会社法ということになるかと思えますけれども、資料3にも書いてございますとおり、州外会社、すなわち、デラウェア州法でない法律によって設立された会社がデラウェア州

内で営業する場合、登録事務所及び登録代理人というものを置かなければいけないことになっております。そして、登録代理人は、送達の受理や、そのほかの機能を果たすために、州内に事務所を持っているか、あるいは州内に住んでいる、そういう者でなければならぬとされております。また、50以上の法人の登録代理人となる者については、一定の資格要件の加重がございまして、商業登録代理人として、資料3の第1の1の(4)に挙げている4つの要件を満たす必要があります。さらに、登録代理人は、外国会社から提供を受けたその名称や、登録代理人との連絡の窓口である役職員の電話番号などを保持しなければならないとされております。

以上がデラウェア州法で、次は、もう一つ、アメリカの代表的な州法としてニューヨーク州法を挙げさせていただいております。ニューヨーク州法でございますが、まず、州外会社がニューヨーク州内で営業する場合には、州務長官、これがどういう位置付けなのか、必ずしも明確には把握できなかったのですが、州務長官を代理人として指名して、州外会社の事務所が所在する州内の郡を届け出る必要があるとされています。また、州外会社は、それに加えて登録代理人を登録することができることになっております。登録代理人は、州内に住所を持っている人であることや、州法に基づいて設立された州内会社であることなどが、要件とされています。次に、令状の送達、書類の送達だと思いますが、これは登録代理人に対して行うこととされています。

次がイギリス法ですが、イギリス法は、まず前提といたしまして、外国会社がイギリス国内で営業する場合、必ずしも事業所を設ける必要はないことになっております。英国内に事業所を設けた場合は登記しなければならず、かつ、送達受領者がいれば、その氏名及び住所、いないのであればいないということを登記することになっております。しかし、他方で、イギリス国内で営業する外国会社が事業上の取引先から要求があった場合には、その要求のときから5営業日以内にイギリス国内に居住する送達受領者の住所を明らかにしなければならないことになっております。これがイギリス法です。

これまでは英米法系の国ですが、次に、大陸法系の国として、まず、ドイツを御説明します。ドイツにつきましては、外国会社がドイツ国内で営業する場合には、支店を設けなければいけないことになっております。ドイツ国内に支店を設けた外国会社は、営業を開始するまでに、登記又は登録をする必要があります。その登記、登録をする場合には、これは州によって異なっているようではございますけれども、州に存在する意思表示又は送達の受領権者を含める必要があるとされています。

次にフランスですが、フランスでも、国内において営業する場合には、フランス国内に支店を設けなければいけないことになっており、また、支店を設けた外国会社は営業を開始するまでに登記しなければいけないことになっております。これらの点はドイツと同じということかと思えます。そして、フランスにおいては、外国会社は支店に代表者を置く必要があります。その代表者がフランスに居住する場合には、EUメンバー国の市民である場合を除き、滞在許可を取得する必要があるとされています。

以上が主要な諸外国の制度についての概要ですが、このワーキング・グループにおいても話題になりました登録代理人制度についてされている批判を目にいたしましたので、御紹介させていただきます。

まず、何ら事業活動を行わず、実体も伴っていないようなダミー会社、英語でシェルカンパニーなどと言われておりますけれども、そういうダミー会社を置くことも容易になってしまっているという批判があります。そして、その結果ということですが、実体が伴わない、あるいは実体が不明な会社であっても、登録代理人制度を使って存立することができるということから、要は悪用されてしまう、具体的には、違法資金、犯罪収益などのマネーロンダリングの手段に使われたり、更には、密輸とか、詐欺、横領、あるいは武器売買や租税回避の手段として使われる、そういう温床になっているのではないかと批判がされているところでございます。

では、このような諸外国の制度を踏まえての検討ということでございますが、資料3の第2で、会社法を改正せずに登記のみで対応することはできないということを記載しています。これは、前回のフォローアップにおいて、会社法の改正という形ではなく、解釈等で何とか対応できないのかという御示唆をいただいて、その際はちょっと思いつかないと申し上げましたが、改めて検討させていただいたところです。

結論から申し上げますと、現行の会社法の規定を前提とする限り、登記のみで対応することはできないというのがお答えとなります。その理由を御説明申し上げますと、まず、会社法上、外国会社が日本で継続して取引をする場合には、日本における代表者を定めなければならないとされています。それを受けて、日本における代表者を定める場合には、その時点で、そのうちの1人以上は日本に住所を有する者でなければならないと規定上なっています。そして、外国会社の登記につきましても、日本における代表者を定めたときから3週間以内にしなければならないとされており、日本に住所を有する日本における代表者の氏名および住所が登記事項になっています。したがって、このような条文からいたしますと、外国会社の登記をする前に、日本に住所を有する日本における代表者を定めておく必要があるということでございますので、日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社の登記を可能としようとするのであれば、日本における代表者を定める時点でそのうちの1人以上は日本に住所を有しなければならないとしている会社法の規定を改正する必要があるということでございます。

次に、外国会社の日本における代表者の住所要件に関する会社法の改正の是非はどうかということを御説明します。

まず第1点目、なぜ日本における代表者のうち1人以上は日本に住所を有しないとされないのかということの趣旨でございます。これについては、これまでのワーキング・グループでも何度か御説明して、御議論させていただいたところではございますが、改めて御説明させていただきたいと思っております。

1点目が、日本国内の取引の安全、外国会社と取引をする日本の債権者の保護という観

点でございます。この点については、外国会社との取引に関してトラブルが生じた場合に、日本における代表者が交渉窓口となるということや、訴状送達に際して国内に送達先がないと困るということ、これまでこのワーキング・グループで御説明してまいりました。訴状送達につきましては、仮に外国送達となってしまうと、国によっては1年以上の期間がかかってしまうということでございます。また、苦情を言おうと思っても、日本に何も連絡先がないということになれば、わざわざ外国まで連絡しなければならないということになってしまうということも、これまで御説明したとおりでございます。それがB to B、事業者であれば、そのような負担と申しましょうか、外国まで連絡しなければならないということになったとしても対応のしようはあるということかもしれませんが、その外国会社と取引するのは事業者だけではなく、当然、自然人、消費者ということもあり得ますので、この点を軽視することはできない、それについての配慮が必要だろうと思います。

もう一点が、監督の実効性ということでございます。その外国会社の事業が不当な目的で行われたような場合には、取引継続禁止命令や営業所閉鎖命令を出すことができることとされておりますが、その場合、日本における代表者の住所地が管轄の基準となっておりますし、当然、そこに書類等を送達することになっております。したがって、日本における代表者の住所地が日本国内にないことになってしまうと、どうやってその実効性を確保していくのかという問題が生じてくることとなります。また、送達についての民事訴訟法の規定は、金融商品取引法や独占禁止法で準用されていまして、日本における代表者の1人以上は日本における住所を有しなければならないということが、課徴金納付命令などの行政処分の実効性確保にも資する面も有しているところでございます。

以上が現行の規定の趣旨ということで、では、日本における代表者の1人以上は日本における住所を有しなければならないとすることによって、どのような不都合があるのかというところが、資料3の第3の2という部分でございます。

1点目は、それがこのワーキング・グループで取り上げることとなった発端だと理解しておりますが、ビザと登記の鶏・卵の問題という言い方をさせていただいておりますとおり、ビザの交付申請をしようとするれば、登記事項証明書が必要となるし、他方で登記する前に日本に住所を有していないと登記ができないということがあったということでございます。しかし、それについては、出入国管理及び難民認定法施行規則の改正により、解消することになってございます。すなわち、参考資料4に記載されているとおり、ビザの申請に当たって、これまでは登記事項証明書の写しの提出が必要だったのですが、今回の改正により、必ずしも登記事項証明書の写しを提出する必要はないことにしています。これによって、登記していないとビザがとれない、ビザがないと登記がなかなか難しい、そういう状況は解消されているということでございます。以上が1点目でございます。

2点目でございますけれども、外国会社が日本で事業を行う場合、どういう方法をとるのかということ、私どもの方でもJETROなどに聞いてみましたところ、大きく分けると、外国会社が日本の内国会社を子会社として設立するという方法と、支店を置くという方法

が考えられるということですが、一般的には、支店を置くということになると、外国会社が取引の当事者となり、外国会社が直接に責任を負うことになってしまうということもあって、子会社を設立する方法がとられることが多いと聞いております。

子会社を日本で設立するということにつきましては、もともとそちらの方でも代表者の1人は日本に住所を有していなければいけないという課長通知があったわけですが、その課長通知については、お手元の参考資料3でお配りさせていただいておりますとおり、廃止しております。したがって、子会社として内国会社を設立する場合には、代表者が日本に住所を持っていなくても登記できることとなります。

では、外国会社の支店という方法を選択する場合、どういう困ったことがあるのかということですが、まず、鶏・卵の問題については、先ほど申しましたとおり解消しているということでございます。その上で、日本における代表者というのは、何も外国会社の社長とか取締役である必要はなく、日本の弁護士などを選任する方法もとることができることは、前のこのワーキング・グループでも御説明させていただいたとおりでございます。したがって、外国会社から役員、あるいは職員を派遣して常駐させておく必要はないということでございます。他方で、常駐させるのであれば、外部の人間をお金を出して雇う必要もない、どちらでもいいこととなります。

その上で、諸外国の制度も踏まえた考慮要素でございますけれども、先ほど冒頭に諸外国の制度を英米独仏と御説明させていただきましたとおり、諸外国の制度でも、何らかの形でその国における通知、あるいは連絡先を置いておけという規律になっていて、その点は日本法と同じであると理解しております。ただ、そのやり方については、正に各国、いろいろなやり方をとっている。大きくいうと英米法と大陸法で少し違っているのかなという感じはございますけれども、国によって様々ということでございます。

その1つの方法である、ここでも議論になりました登録代理人という制度については、先ほど申し上げましたとおり、マネーロンダリング等に悪用されてしまう危険があるということでございます。実は、法人形態を利用したマネーロンダリングへの対応というのは、国際的にも強く指摘されているところでございまして、例えば、2013年、イギリスのロック・アーンG8サミットの首脳コミュニケなどでも取り上げられているということでございます。そのような国際的な動向を踏まえましても、マネーロンダリングへの悪用の危険については決して軽視することはできないのではないかと考えております。

そのような諸外国の状況なども踏まえますと、外国会社の日本における代表者についての住所要件を撤廃し、日本における代表者が1人も日本に住所を有しないということになった場合には、実体を伴わない、あるいは実体がよく分からないような外国会社が日本国内で活動することを容易にするおそれが出てきて、登録代理人制度と同じような批判を招きかねないというリスクがあると考えております。

以上を踏まえて、最後に改正の是非ということでございますけれども、外国会社の日本における代表者についての住所要件があることにより、実際に指摘されていた鶏・卵とい

う問題についての不都合性は現時点では解消させていただいていることと、他方、この要件を撤廃することによるリスク、もともとこの規定を置いている趣旨である債権者、特に消費者保護の観点、あるいはマネーロンダリングに悪用される可能性があること等を踏まえて、相当慎重に検討を行う必要があるということでございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

大崎座長 ありがとうございます。

今の御説明について質疑を行いたいのですが、最初に確認したいのですが、参考資料4の例の鶏・卵とおっしゃった問題なのですかけれども、これはまだ決まっていないということなのかもしれませんが、「外国企業の子会社等を設立する」の「等」には支店も含まれるということなのでございますか。

法務省（坂本参事官） はい、支店も含まれます。

大崎座長 しかし、支店の場合、そうすると、どういう実務になるのですかね。まず、支店の設立準備を行う意思があること、支店の設立がほぼ確実に見込まれること等を証明して入国して、支店をつくって、その後、登記はどうするのですか。

法務省（坂本参事官） すみません、御質問の御趣旨が。

大崎座長 登記の時点で、日本における代表者、日本に住所を有する者に限るということが出てきますね。

法務省（坂本参事官） 登記する前の段階で既にビザが出されていますので、入国して日本に住所を持つことができるようになっていきます。今までは、そもそもビザが出なかったもので、日本で住所を持ってないことが問題だったわけですが、事前に住所を持つことになりますので、それをもって登記することができるということになります。

大崎座長 なるほどね。いかがでしょうか。

もう一回確認なのですかけれども、実際の流れは同じということではあるのですが、内国会社の方は、代表者の1人が日本に住所を持っていないといけないということはないと明確に言うわけですね。外国会社の場合は、日本に住所を持っている代表者はいなくてもいいのだけれども、実務上は住所を持つ前に入国ビザが出るからいいのではないのと、そんな感じの理解になるわけですね。そうすると、支店の方が規制が厳しいようにも見えるのですが。

法務省（坂本参事官） 確かに内国会社であれば、代表者が日本に住所を有していないということが可能になりますが、他方で内国会社は必ず国内に本店を置かなければいけないということがあります。他方、外国会社につきましては、平成14年の商法改正で、それまで営業所を置いていなければいけなかったのが、営業所を置かなくても代表者だけ置けばいいことにしております。その辺りがかなり大きな違いではないかと思えます。

大崎座長 いかがでしょうか。どうぞ。

川本専門委員 外国会社が支店を持つ場合、日本が今、どのレベルにあるかをもう一度確認したいのですが、日本は代表者が日本に住所を有しなければいけないという規

定だった。主要先進国を見ていくと、そこまで要求しているのはフランスだけということですか。そのほかの国はそれよりも弱いと。また、マネーロンダリング等の懸念はあるというのは確かだと思うのですが、こういうのは国際的に抜け穴がないように規制していくのが趣旨だと思いますので、その意味で、そういうことを国際的に議論していく場はあるのでしょうか。また、そこで最も規制の弱いアメリカがやはり問題なのだと、各国ともそういう認識になっているのでしょうか。法務省は、会社法改正が必要になるので、その部分はあまり前向きではないような感じでお聞きしました。他方で法改正になるからとそこで止まってしまっているのかという感想を持ったのですけれども。

法務省（坂本参事官） まず、御質問の前半、各国と比較してどうなのかというところですが、最初の御説明でも申し上げましたように、何をメリット、何をデメリットととるのか、正直難しいところがあると思っております。登録代理人と日本における代表者との比較で申し上げますと、登録代理人を用いる場合、何も日本に住所を持っている人間がいなくていいということにはなるわけですが、他方、必ず登録代理人という人を雇わなければいけない。もちろんただではありません。アメリカでは職業的にやっている人たちがかなりいるようです。そういうフィーが当然必要になります。日本法であれば、職員を派遣するのであれば、その人を日本における代表者にしてあげればよいということになります。アメリカ法との比較として、どちらがメリット、デメリットと見るかということかと思えます。

他方、ドイツ、フランスとなってくると、明確に支店設置義務ということが書いてございます。要するに、事務所を置けということでございます。日本法は、先ほど少し申し上げましたとおり、事務所を置く必要はありません。日本における代表者を定めて、そのうち1人が日本に住所を有していれば、事務所を置く必要はないこととしてございます。したがって、どちらがいいのかと見ると、どちらがどうというわけでもないと思えます。ある意味、日本は便宜的にどちらでも選べるというか、外部の人間を雇っておく形にしてもいいし、直接職員を派遣してもいい、そういう形になっているという理解も可能ではないかと思っております。

また、アメリカ法に対する批判というところで、私どもが目にしたのはアメリカ国内における批判でございまして、登録代理人制度が国際的に批判されているかどうかということとは、調査できた範囲では分かりませんでした。一般に登録代理人制度については、アメリカ国内で言われているような批判は、ある程度、共通認識のような形になっていると申し上げてもよろしいのではないかと理解しております。

大崎座長 ありがとうございます。

余計なことかもしれませんが、先般、対日直接投資推進会議がございまして、閣僚レベルの会議で、私、アドバイザーを拝命しておりますので出席したのですけれども、その場で5つの約束が決定されまして、その中には、会社のいろいろな手続をよくしていきますみたいな話があって、そこには登記制度の見直しなどもやりますと大々的に書いて

ございます。会社設立だけでなく、支店の方も、法文上は日本における住所を持っている代表者が絶対必要と書いてあるので、それだけ読んで、とにかく、まずそこに住んでいないと、住むにはビザが要るのだみたいな誤解を生まないように、支店の場合も内国会社を設立する場合と基本的には同じ流れでできるのですよというのを法務省としてもアピールしていただけると非常にありがたいと思うのです。つまり、せっかくああいう約束ということで見直しようたっておられるのに、会社を作るときはいいのだけれども、支店を作るときはだめよというふうに誤解されてしまうと、せっかくの改正が意味がないような気がするものですから。

法務省（坂本参事官） 対日直接投資推進会議では、内国会社の代表者の住所要件についての課長通知を廃止したことを、廃止の直後に開催された会議の場で御紹介させていただいたのではないかと理解しております。

大崎座長 そのとおりです。

法務省（坂本参事官） その上で、今の大崎座長のお話でございますけれども、これは繰り返しのようになってしまって恐縮ですけれども、外国会社の日本における代表者については、会社法の改正をしないと、解釈、運用のレベルで対応することはなかなか難しいと考えているところでございます。

大崎座長 いえいえ、私が申し上げているのはそういうことではなくて、要するに、日本は会社を設立しやすくしましたよとアピールされているときに、支店の設立については依然しにくいのだという誤解は生まないようにしていただきたいと、そういうことです。ですから、正に参事官おっしゃったとおり、ほぼ同じ流れで支店もできるわけですね。支店設立の見込みありということでビザをとっていただければ。ですから、そのことをぜひPRしていただきたいということです。

法務省（坂本参事官） 出入国管理及び難民認定法施行規則の改正によって今までの苦労がなくなったということを知りしるという御趣旨でございますね。失礼いたしました。

大崎座長 ほかによろしいですかね、この件は。

では、この件についてはこのくらいにしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

事務局から、この件に関連して報告があるということです。

佐久間参事官 本件は閣議決定が3つあるということで議論されていたと思いますけれども、本日取り上げていない残りの2点について、これから報告いたします。1つは、内国会社の代表者住所要件、もう一つが、在留資格取得要件でございます。

先ほどの御説明と重なる点があるのですけれども、本件については、昨年12月に1回フォローアップをしております、その際、JETROからも法務省の取組を評価する発言があるなど、前向きな検討状況を確認しておりました。その後、内国会社の代表者住所要件につきましては、先ほど来、触れられている3月16日の民事局商事課長通知、参考資料として配られていますけれども、その通知が発出されまして、我々事務局としても、規制改革実

施計画の趣旨に沿った措置がなされたものと理解しております。

また、在留資格取得要件に関しましては、お手元の参考資料4でございますけれども、従前の投資経営の在留資格は経営管理に改められるとともに、在留期間に4か月が追加され、さらに法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書でなく、定款、そのほか法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類でよいことにされまして、本改正省令は既に昨年12月26日に公布され、4月1日に施行予定となっております。こちらでも計画の趣旨に沿った措置がなされたものと理解しております。

参考資料4につきまして、先ほどもお話がありましたけれども、一応、補足しますけれども、口の当該事業を法人において行う場合には、登記事項証明書の写し、登記が完了しないときは、定款そのほか法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類ということなのですけれども、これは本邦において法人を設立する場合もそうですし、外国法人の支店を本邦において設立する場合との別を問わず、その事業を開始しようとしていることを明らかにする書類があればよいことになっておりますので、改めて私からも確認的に述べておきたいと思っております。

私からは以上です。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、どうも本日はありがとうございました。

(法務省 退室)

(内閣官房、日本経済団体連合会 入室)

大崎座長 それでは、続きまして「ビッグデータ・ビジネスの普及」の検討でございます。これは、経団連等の御要望を踏まえまして、2013年6月に閣議決定された項目です。昨年、ワーキング・グループにおきましても、IT室から、個人情報保護法の見直しの方向性について御報告をいただいたというものでございます。

では、早速でございますが、内閣官房IT室からの御説明をお願いいたします。

内閣官房(瓜生参事官) 内閣府IT総合戦略室参事官の瓜生でございます。

私から、資料4を御用意させていただいておりますので、御説明をさせていただければと思います。

今回法律でございますけれども、表紙を御覧になっていただきますと、個人情報の保護に関する法律と、及びで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の、それぞれの一部改正法案という形で出させていただいておりますが、メインは個人情報保護法だと思っておりますので、そちらをメインに説明をさせていただきたいと思っております。

今回の件とあまり関係ないかもしれませんが、法律が2つくっっている理由なのですが、めくって1ページ目の上にありますけれども、個人情報保護法と書いた右側に、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正と書いてあります。その下の行で、個人情報の取り扱いの監視監督権限を有する第三者機関(個人情報保護委員会)を新しく設置

するというのがメインだと思っております、その母体となりますのが、現行マイナンバー法にある特定個人情報保護委員会になります。それを廃止して、新たに個人情報保護法に個人情報の取り扱いを監視監督する、いわゆる三条委員会の第三者機関を作るということで、両法案が同時に改正されるという形をとっています。それに合わせまして、各法律について必要な改正を行っているわけですが、このページの真ん中から個人情報保護法改正の中身が書いてあります。

背景ですけれども、今回、この規制改革会議でも御議論になっていらっしゃる理屈かと思えますけれども、いわゆるITの進展で、ビッグデータ時代が到来しております、そういう中で特に重要なのがパーソナルデータの収集・分析、利活用でございます、そうなりますと、これまで10年間、個人情報保護法ができてからの問題点としまして、個人情報として取り扱うべき範囲のあいまいさ、グレーゾーンが発生していて、企業は利活用に躊躇している。カッコで例と書いたのは、大手交通系企業の情報がなかなか出せなかったということが発端かなと、1つ思っております。

一方で、昨年6月の大綱をつくった直後に、大手出版系会社から大量の情報流出がございまして、そこで問題になったのが、いわゆる名簿屋が暗躍しているといいますが、こういう事業者が存在するのが一般国民の非常な懸念とか心配を助長しているということでございますので、これに対する対応も必要だと。この話でいきますと、やや規制強化になるのかもしれませんが、その話を盛り込む必要がでてきたという状態でございます。

そういうことで、対応としては、繰り返しになりますので簡単に言いますが、1つは、個人情報の定義を明確化すること。一方で、個人情報ではない形に、誰の情報か分からないような形に加工されたものについては、匿名加工情報ということで、個人情報に係るいろいろな縛りを外して、企業が自由に活用できるような形をとるのが1つ目の話でございます。

2つ目は、名簿屋対策問題として、大手教育出版系企業の事案のときに問題になりましたものが主に2点あり、いわゆる個人情報が不正に流通した場合、どういう経路をたどったか分からないというのに対しまして、ある程度流通経路をたどりたいというのが1点目でございます。2点目が、今回の件では容疑者は不正競争防止法違反ということでつかまったわけですけれども、今、不正に持ち出された個人情報等が営業秘密ということに争いがあるようでございます。そうではなくて、大量の、お金になるような個人情報を不正に盗むなりして売った場合にも罰則が必要なのではないかということで、そういうものをつくっている形になっております。

詳細です。次の2ページ目、3ページ目にありますとおり、まず、定義でございます。個人情報の定義の条文はそんなに大きく変えないのですが、1つは、ITの進展に伴って、ややグレーゾーンが増していると言われておりますものとしたしまして、特定の個人の身体的特徴を電子的とか、電磁的に変換したものであるということで、いわゆる顔認識データみたいなものが個人情報であると明確にする予定でございます、デジタルデータ単独で特定の

個人を識別できているようなものにつきまして、個人情報として、正確には政令で定めることとなりますけれども、そういうものを明確にしていくのが1つ目でございます。

2つ目が、一方で、要配慮個人情報、いわゆる機微情報として、不当な差別とか偏見を生じるものということで、これも最終的には政令で定める予定ですが、法律上は、人種、信条、社会的身分、病歴等々については、原則本人の同意を得て取得をするなり、あと、第三者提供が行われる。逆の言い方をすると、オプトアウトのようなやり方については禁止をいたしますという取り扱いを規定する予定でございます。

続きまして、本論の匿名加工情報につきましてですが、詳細は後ほど条文とともに御説明させていただきますので飛ばさせていただきます、2の個人情報保護指針というものも後で説明させていただきます。

3番目の名簿屋対策につきましては、さっき申した2点ありまして、トレーサビリティの確保ということで、データを受ける側と出す側について、受ける側については、誰から受けたという話ですとか、重要なのはデータの取得経緯、不正なものでないかとちゃんと確認をしてくださいというものを義務付けまして、それを一定期間保存していただく。出す側も、誰にいつ出したかを保存していただく話と、あと、提供罪といたしまして、これは条文ほぼそのままですが、個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者とか従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供とか盗用する行為について、直接罰を設けるといことがございまして、基本的に個人情報保護法は事業者規制なのでありますが、今回、個人についても罰則を科すことができるという規定を設けているところでございます。

続きまして、3ページ目でございますけれども、冒頭申し上げました、委員会が今回の法改正の最大の目玉でございます。内閣府の外局として設けるといことで、2行目ですが、現行13の府省にまたがっている主務大臣の権限は集約いたしますといことでございまして、さらに、現行、特定個人情報保護委員会には入っていますが、立入検査という権限もあわせて追加する。一方で、体制の問題もございまして、報告徴収とか立入検査という人手がかかるところについては、現行の事業所管大臣に権限を委任してやることのできるという制度も設けるといことでございます。

続きまして、情報の取扱いのグローバル化ということなのですが、これは2点ございます。1点目は、外国で日本国内の個人の情報を扱っている業者に対する法の適用でございまして、やや条文的ですが、日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用するといことでございまして、そのような外国の会社が日本国内の個人の情報を扱うのであれば、ちゃんと法に従ってくださいといことでございます。一方で、執行に関しては、なかなか直接執行は難しゅうございまして、外国の執行当局と協力をするための情報提供などを可能とするという形にしています。

続きまして、外国事業者への第三者提供でございますが、日本の企業におきましても、

いろいろITが発展したことによりまして、中国のデータベースとかに日本人のデータを置いて事業をすることがありますが、外国に簡単に持っていったいいのかという話がございます。そうすると、大原則としまして、個人情報保護委員会の規則にのっとった方法、ちゃんとした安全管理の措置をとるとか、そのデータが守れるような措置をとらないとだめだという形をしようとしております。あわせまして、委員会が認めた国、これはEUがやっている充分性が認定された国といいいますか、ああいうものについてもできるようにしようとしておりまして、以上の2つができなかった場合については、必ず本人の同意をとってくださいという書き方をしております。

あと、オプトアウト規定の厳格化につきましては、今回の大手教育出版系企業の事案が出る前に我々が考えていたものでございますが、いわゆるオプトアウトによって第三者提供する際に、名簿屋のようなものにつきましては、本人が容易に知り得る状態に置くといっても、なかなか実効性がないので、本人が容易に知り得る状態にするために、本人にもともと通知すべきデータの項目などを委員会に届け出ただきまして、委員会が一覧性をもって公表するというところで、いろいろな名簿屋の透明化を図るという話が1つ目でございます。

2つ目の目的の制限の緩和でございますが、皆さんも御存じかもしれませんが、法案の骨子を昨年出した状態から、かなり大きく、いろいろ議論があって変更されたものなのですけれども、いずれにいたしましても、当初取得した目的と違う目的で使う場合、非常に現行法で規制が強いということなので、一部、現行法の規定を緩めまして、ある一定程度合理的な範囲の目的の変更はできるようにしようという形の改正をしております。

最後が小規模取扱事業者でございますが、5,000件以下についても、ネットが発展した社会でございますと、流通した情報があつという間に転載なり、転記されて拡散していきますので、事業者が5,000件以下の情報しか保有していない場合であってもこれをちゃんと守るために、全ての事業者を法の適用にするということでございます。

続きまして、匿名加工情報の話でございますが、4ページ目に絵を書いております、その絵のもとになった条文は5ページ目以降になりますので、適宜条文の方も御参照いただければと思っておりますが、とりあえず絵で説明をさせていただければと思っております。

個人情報といいいますか、情報ですが、左上から始まっております、本人がいて、それを事業者Aが取得をするということございまして、左の個人情報を、と書いていますが、委員会規則に基づいて、特定の個人を識別することができる記述等を削除してもらおう。そうすると、真ん中にある匿名加工情報、新たなカテゴリーの情報が生成されるということございまして、加工方法なのですが、下にありますけれども、提供側、受領側があって、いろいろなものを消すような書き方をしておりますが、これ自体は、いろいろな情報に応じて変えていく必要があるというか、移動情報とか、購買情報とか、情報によっていろいろ変わりますので、具体的な加工方法については、下にありますけれども、認

定個人情報保護団体という民間団体の指針という形で決めていただいて、それを活用して
いこうという話を考えております。

指針なのですが、保護指針と下の方に書いて、真ん中に(1)と書いています。黄色い
ところですが、消費者意見を代表する者等の意見を聴いて作成する。いわゆるマルチ・ス
テークホルダー・プロセスという表現を我々としてはしていますけれども、事業者だけ
ではなくて、影響を受ける消費者の方たちの意見もちゃんと聞いた上で、こういう加工方法
を決めていただくというのが1つあります。それを委員会に届け出ていただいて、委員
会はそれを公表するというので、委員会に關与した、ちゃんとした加工方法であるとい
う形にしようとしております。

続きまして、戻っていただきまして上の方ですけれども、匿名加工情報が存在するわけ
ですけれども、Aの中で、個人情報と匿名加工情報は2つ存在が可能であると考えており
まして、今までの状況で、1回個人情報でとってしまうと、どれだけ削っていても容易
照合性が残っている個人情報になってしまうという考え方がありました。今回、匿名加
工情報は特定の個人を識別することができるような記述を削除するなどした上で、更にそ
れを照合するのを禁止しますので、照合禁止の規定がかかることによって容易照合性がな
くなっているという判断ができると思っています。そうすると、照合をしなければ、匿
名加工の状態のままで、企業の中で、当初特定した目的を気にせずに使っていただけ
るようなことをまず1つ、確保しようとしています。

それに当たりまして、義務としては、こういう匿名加工情報を作りまして使っています
というのを公表していただくことが必要なのですが、そういう形で、本人から見ると、ど
ういう事業者が使っているのかを分かるようにするというのが1つ目でございます。続
いて、いわゆる第三者提供と言いますけれども、右側の方の事業者に渡すときなのですけ
れども、この際は、渡すに当たりまして、いろいろな匿名加工情報を持っていると思いま
すが、その一部であれ、全部であれ、何を渡したかという、渡したものの項目を公表して
いただくとともに、渡した先に、これは匿名加工情報ですから、識別は禁止ですよとい
うのをちゃんと伝えていただく。そうすると、渡った事業者Bというところですが、これは
本人の再識別をしなければ、これまた自由に使っていただくことになりまして、事業者C
に渡したいときには、Bにも同じように渡すに当たりまして、第三者提供する情報の項目
を公表するという話と、事業者Cに対して、匿名加工情報ですから、再識別は禁止ですよ
と伝えて渡していただくことによって、個人情報に戻らない状態であれば、事業者内でど
んどん伝わって行って、いろいろなものに利活用が実現できるのではないかと考えている
ところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今の件について質疑を行いたいと思うのですが、せっかく来ていただいで
おりますので、日本経済団体連合会から、今の御説明に対する評価というのと何ですけれども、

感想といえますか、どう受けとめられたか、ぜひお話をいただければと思います。

日本経済団体連合会 ありがとうございます。経団連で本件を担当しております梶浦と申します。

参考資料5をかいつまんで御説明をしたいと思っております。本法の改正法案につきましては、めくっていただきまして1ページにございますように、企業としては、人・物・金・情報という4要素を経営資源として活動しているわけでございますけれども、人・物・金に比べまして、情報の増え方が半端ではない。本当に5年で10倍ぐらいに増えているという中にありまして、情報というものを経営に生かす巧拙というのが、恐らく産業競争力、国際的な意味でも、大変大きな意味を持つであろうというのが基本スタンスでございます。

一方で、今、瓜生参事官から御説明ございましたように、十数年たって、現在の個人情報保護法の課題がいろいろ顕在化をいたしております。もちろん、我々が使おうと思っているビッグデータは個人情報だけではないのですが、個人情報とのグレーのようなものも存在しておりますし、それも今後どんどん増えていくと思われま。このため、改正法案の早期成立は必要だというスタンスでございます。

法の条文につきまして少しコメントさせていただきますと、2ページ目でございますけれども、法の目的に関しましては、権利権益を保護しながら、その利活用を促進、要は利用と保護のバランスというスタンスをとっていただいたのは大変評価できることだと思っております。

めくっていただきまして、一方で個人情報の定義が際限なく広がってしまいますと、それは産業として事務負担が大変増えてくるということで、せっかく情報を活用したプラス面を相殺してしまう可能性があると思ひまして、これのともどもない拡大というのは何とか歯止めをかけたいと思っております。

それから、外国への第三者提供の件、4ページ目にございますけれども、実は、クラウドというのはワールドワイドでございますまして、実際にデータがどの国にあるのか分からないケース、そういうクラウド事業者も存在をしているのも事実でございますまして、そのようなものを有効活用していくためにはというものもありますし、下の方に書いてございます日米インターネット経済対話における越境データ問題というものの経済効果、国境を超えるデータがいかに世界経済にベネフィットをもたらすかを経団連と米国商工会の企業から、10ぐらいですけれども、例を出して、実際に経団連としては公表いたしております。こういう観点からも、当然、個人情報保護委員会規則で定める基準はあるとは思いますが、外国とのクロスボーダー・データ・フローに関しては、ぜひ促進をしていただきたいと思います。

あと3点でございますが、5ページ目に第三者提供等に関する記録作成に関してでございますが、これは必要であるとは思ひながらも、過度な事務負担になることをいかに避けていただけるかという観点で、今後、個人情報保護委員会規則等の内容に注目していきたいと思っております。

あと2点でございますが、6ページの事業所管大臣への委任という意味では、実務上はやむを得ない面があるのは認めながらも、企業に対する行政の窓口は一元化できるような方向をお願いできないかと。今までも漏えい事件等を起こした企業が幅広い業種を持っていた場合には、複数の監督官庁に個別に報告をしないといけないと。こういうものも事務負担と申しますか、企業の負担でございますので、そこは一元化の方向に持って行っていただきたいと思っております。

最後に、似たような話でございますけれども、行政機関に関しましても、行政組織・体制が重疊的な執行体制にならないこと、これは前のページと同じような意味でございますけれども、そういうものを御配慮いただくように、今後の政令等の定め方について、危惧というほどではございませんが、懸念を持っている点を御紹介させていただきました。基本的には改正の方向について、利用と保護のバランスという点では、産業界としてありがたいと思っております。

以上でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、私から1点よろしいですか。これは瓜生さんにお伺いすべきことではないのかもしれないですが、今、経団連から御懸念、御懸念まで言うてはいけないのかな、今後注目していきたいとおっしゃっていた個人情報保護委員会の規則に関してなのですが、これを作っていくプロセスにおいて、今の御意見みたいなものを吸い上げるやり方というのですかね、その辺はどうなっているのか。あるいは、今の内閣官房のIT室と、今度できる個人情報保護委員会と、どういう関係になっているのか。今までの検討をうまく引き継いでいただければ、非常に物事はスムーズに行くのではないかと思うのですが、その辺、どうでしょうか。

内閣官房（瓜生参事官） おっしゃるような問題意識は重々認識しておりまして、体制ですけれども、IT室の中でパーソナルデータ関連制度担当室ということで、今、立ち上げていますが、首尾よく法案が通りましたら、委員会の立ち上げの準備室のように形を変えまして、予定ですと来年の1月に委員会を立ち上げる予定にしていまして、その後、1年後ぐらいに本施行かなと思っておりますので、我々としましては、準備室になった時点で、当然、政令も決めなければいけませんし、規則は委員会立ち上げ後にしかできませんけれども、一方で準備はできますので、現時点でも、御関心の高い海外の移転の契約の仕方はどうしているかとか、あと、さっきおっしゃった、いわゆるデータの記録についてどうやっていらっしゃるかというのは、適宜、経団連も含めまして、企業の方からいろいろお知恵とか、現状をお伺いしながら、過度の負担にならない形で準備を進めていければと思っております。

大崎座長 道垣内先生。

道垣内専門委員 今おっしゃったグローバルな関係ですけれども、経団連の方も御関心があることですね。ここに書いてあるのは日本法の域外適用のことですが、グローバル社

会ですので、外国の、例えば、建設機械の情報も日本で集めてきて、加工してみたいなことも、できるし、するのだろうと思います。そうしますと、結局は一番厳しいところのルールを守らないと、どこかの法律に引っかかるおそれがあると思います。これは国際的に話し合いという、ハーモナイゼーションというのが、窓口、あるいはフォーラム、何か適当な場があり、かつそれが行われているのでしょうか。

内閣官房（瓜生参事官） 現在でも、プライバシーコミッショナー会議とか、各国の監視機関などが集まっているいろいろな話し合いをする場もありますし、いろいろなガイドラインだと、OECDなどで集まってガイドラインを作るとか、いろいろな場はあるのですが、OECDでは日本政府として参加できているので、まだいいのですけれども、プライバシーコミッショナー会議は、そういう機関がないと参加ができず、今、日本はそういう機関がないので、ちゃんとした形で参加できていないという問題がありまして、今回、それも解決するために、委員会をちゃんとつくって、その場に参加して行って、国際的なハーモナイゼーションをどうするか、どういう規制をするか、やっと議論できるような立場になるのかなという考え方でおります。

道垣内専門委員 およそのことでいいのですけれども、日本の基準は相当厳しいのでしょうか。そうであれば、一番厳しい日本法に合わせていけば大丈夫なのですが、もっと厳しいルールも世界にはあるのでしょうか。それは認識されているのでしょうか。

内閣官房（瓜生参事官） 厳しい規則をつくっても、ちゃんと執行できているかどうかという議論がありまして、規則の形だけ見ると、確かにEUが非常に厳しいという言い方をされているのですか、EUが厳格に規制を全部やっているかというのもまた一部あたりしまして、逆の言い方をしますと、規則はある程度しかないのだけれども、それは厳格にできている、日本はそれに当たると思うのですが、余り厳しい規則をつくり過ぎると、日本の場合は全部やろうとして、がちがちになってしまうので、執行の実態を見ながら、どういう規制にすると適切かどうかという議論が発生するのかなと思っていまして、一方で、アメリカは公の決まった規制はないと言いながらも、FTCが企業にそれぞれちゃんと宣言をさせて、違反したら厳しい執行とかやっていますので、条文の形が厳しい、厳しくないという話だけではなくて、執行の体制を全部見た上で、どうあるべきかというのを国の実情も含めながら考えていく必要があるのかなと思っていまして、そうすると、日本はそんなに低いわけでもなく、どちらかというやや厳しい方にもなるのかなと思っています。

道垣内専門委員 言わずもがなですが、コンプライアンスがちゃんとした会社ですと、守ろうとする努力をするので、エンフォースされないから大丈夫とは余り大きな声では言えません。その辺りのことを踏まえて、ハーモナイゼーション、よろしく願います。

大崎座長 川本さん。

川本専門委員 前にも同じようなことを聞いたかもしれないのですが、行政窓口の一元化と経団連がおっしゃっているところは大事だと思うのですが、これは事業所管大

臣から新しい委員会に委任をするという方向で話は進んでいるのかというのが1点。

それから、2点目は、個人情報保護指針を作るに当たって、消費者意見を代表するもの等から意見を聞いてということなのですが、この場合、消費者意見をどういう方が代表されるのか。いわゆる消費者団体が1億人以上いる消費者の代表かどうか、難しい問題なのですけれども、そこら辺は運用上、いろいろと配慮された方がいいのではないかという感想でございます。

内閣官房（瓜生参事官） まず、1点目でございますけれども、権限の集約状態なのですが、さっき申し上げましたように、原則というか、今、条文では、現行、主務大臣の権限は全て委員会に一元化される場所なのですけれども、一方で、重複的な話と絡むのですか、例えば、かなり頻繁に事業者に入り込んで検査をされているところもあり、そういうものに加えて、委員会が入っていくと、それが二重行政になる可能性もあるので、そのようなところは委任という形もあり得るとというのが1つ目の話でございます。そういうものは状況を見ながら対応していくことになるのかなと思っております。

2点目なのですけれども、消費者団体の方もいろいろ心配されたりもしてまして、おっしゃるとおり、日本は消費者意見を代表するような団体がそんなに多くありませんので、こういう場で消費者団体の意見を言えるような人を育成する必要があるという話は、消費者団体側で今、考えていただいているので、そういう方が出てくれば、協力させていただければと思っておりますが、それまでの間は、やや試行錯誤といえますか、企業側でない、いわゆる被害を受けるかもしれない個人の御心配に配慮しながら指針を作るという体制ができていくかをチェックしていくことになるのかなと思っております。

大崎座長 ありがとうございます。

どうぞ。

安念委員 お配りいただいた全体概要の4ページの匿名加工情報について、一、二、伺いたいと思います。まず、もともと個人情報であったものに匿名加工を施して匿名加工情報に一旦なると、我々の業界用語で言えば、いわば物権的に匿名加工情報になる。つまり、相対的な関係で匿名加工情報であったり、なかったりするのではなくて、ずっとこの先、転々流通して、いつまでも匿名加工情報であり続けるという考え方なのかというのが伺いたいことの第1点です。

第2点は、第一の業者、ここでは事業者Aが最初に匿名加工を施したとして、転々流通していく間に、受領した業者がそれぞれ匿名度を高める、低める、あるいはそれとは関係なしに、いろいろ手を加えていって、さらにほかの業者に提供していくということがあり得ると思うのですが、その場合、手が加わっていったら、ある段階に来たときには匿名加工情報であることをやめることがあると想定されているのですか。それとも、そうではないものなのでしょうか。現段階でもし教えていただければ教えていただくとありがたいなと思いました。

内閣官房（瓜生参事官） 1点目ですけれども、御認識はそのとおりでございます。

いわゆる定義として個人情報ではない匿名加工情報というカテゴリーを作ることになりますので、それが正に個人を再度識別して個人情報に戻ってしまわない限りにおいては匿名加工情報ということで、自由な利活用とか流通が許されているというのは確保している形になっていまして、次の2番目に絡みます匿名加工情報ではなくなる状態とはどういうことかということ、多分、2つあると思ひまして、個人情報に戻ってしまう場合と、あと、非個人情報といえますか、統計化されたものは非個人情報となるとかでございますけれども、個人情報でもなくて、匿名加工情報でもなくて、正に法の対象の外になるような情報まで行ってしまえばいいのではないかという話は存在すると思ひていまして、一方で、では誰がそれを判定するかとなってきましたと、結局、企業みずからそういうことを宣言する必要があるのですけれども、世の中がそれを認めるかどうかという議論もあって、完全な統計情報であっても、非個人情報と言い切れないので、オプトアウトを認めますとか、何か制限のついたような変な使い方をされた例もありまして、逆に非個人情報ですと言い切れないのであれば、匿名加工情報にさえして個人を識別さえしなければ、いろいろなことが堂々とできるようになっているのではないかということございまして、一方で個人情報に戻ってしまうと、これは法律違反になりますという話ですので、匿名加工情報でも、その先の非個人情報と、これはどちらが企業が使いやすいかを御判断いただいて、どちらの宣言をしていただいてもいいのかなと整理しております。

安念委員 なるほど。ありがとうございます。

大崎座長 よろしいですかね、この件については。

最後に、ほかの件との関係で、ちょっと余計なことですけれども、個人情報保護指針というのは片仮名で言うとガイドラインということになるのですかね。

内閣官房（瓜生参事官） そうですね。

大崎座長 全く余計なことなのですけれども。この個人情報保護指針は結構拘束力が強いですね。これにのっとった加工をしないと、個人情報のまま残ってしまうということになって、個人情報を不正利用したというような罰則もついたりするわけですね。それが確認できれば結構でございます。ありがとうございました。

それでは、大変長時間、皆様、ありがとうございました。本日の議論はここまでとさせていただきますと存じます。この個人情報保護の件については、今後の動向についてワーキングで引き続き注視してまいりたいと思ひますが、本日の議題については全て検討は終わったということでございます。

事務局から何かございましたら。

佐久間参事官 次回の投資促進等ワーキング・グループの日程はまた追って御連絡差し上げますので、よろしく願ひいたします。

大崎座長 ありがとうございました。

では、これで会議を終了いたします。